

名古屋市公報	令和 3年 3月31日 第96号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市スポーツ・レクリエーション地区建築条例 (住都・建築指導課) (第10号)	9
○ 名古屋市国際展示場条例の一部を改正する条例 (観光・MICE推進室) (第11号)	11
○ 名古屋市立病院条例の一部を改正する条例 (病院・総務課) (第12号)	16
○ 名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (ス市・市民活動推進センター) (第13号)	19
○ 名古屋市図書館条例の一部を改正する条例 (教育・総務課) (第14号)	21
規 則	
○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則 (子青・総務課) (第15号)	23
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則 (会計・出納課) (第16号)	26
○ 名古屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第17号)	30
○ 名古屋市緑化センター条例施行細則の一部を改正する規則 (緑土・総務課) (第18号)	33
告 示	
○ 車両制限令による道路の指定に関する告示 (緑土・道路管理課) (第163号)	34
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第164号)	37
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第165号)	38
○ 事後調査計画書(工事中)について (環境・地域環境対策課) (第166号)	40
○ 告示の訂正について (住都・都市計画課) (第167号)	42
○ 告示の訂正について (住都・都市計画課) (第168号)	43
○ 個人演説会等公営施設に係る費用額の変更について (子青・保育運営課) (第169号)	44
○ 告示の訂正について (緑土・都市農業課) (第170号)	46
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更について (緑土・都市農業課) (第171号)	47
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第172号)	48
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第173号)	70
○ 名古屋市公設市場の開場時間及び休業日 (経済・地域商業課) (第174号)	73

○ 名古屋市東谷山フルーツパークの臨時開所について	(緑土・都市農業課)	(第175号)	75
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・都市農業課)	(第176号)	76
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第177号)	77
○ 都市公園を設置すべき区域の決定について	(緑土・緑地管理課)	(第178号)	79
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第179号)	87
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第180号)	89
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第181号)	91
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第182号)	93
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第183号)	94
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第184号)	95
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第185号)	96
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第186号)	98
○ 生活保護法による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第187号)	100
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課)	(第188号)	101
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課)	(第189号)	102
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課)	(第190号)	103
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課)	(第191号)	104
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第192号)	105
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第193号)	106
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第194号)	107
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第195号)	108
○ 指定管理者の指定	(ス市・地域振興課)	(第196号)	109
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第197号)	110
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第198号)	116

市 会 規 則		
○ 名古屋市会会議規則の一部を改正する規則	(第1号)	187
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第4号)	188
人 事 委 員 会 規 則		
○ 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(第4号)	189
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(第5号)	195
○ 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(第6号)	196
人 事 委 員 会 達		
○ 事務局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(第2号)	197
交 通 局 告 示		
○ 乗合自動車の運行系統の新設、廃止及び停留所の廃止等について	(第1号)	199
交 通 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正	(第5号)	201
○ 交通局次長以下代決規程の一部改正	(第6号)	202
○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第7号)	204
○ 交通局公務災害等見舞金支給規程の一部改正	(第8号)	205
○ 自動車係員服務規程の一部改正	(第9号)	208
病 院 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(第3号)	209
公 告		
○ 令和 3年度名古屋市職員職務経験者採用試験公告 (人事・任用課)		222
○ 大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告 (経済・地域商業課)		233
○ 土地改良事業参加資格交替申出の承認について (農業委員会)		244

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市スポーツ・レクリエーション地区建築条例（第10号）

1 制定の趣旨

スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の用途の制限の緩和に関して必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の用途の制限の緩和について定めます。（第 2条関係）

3 施行期日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 2章の規定により行う特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行します。

○ 名古屋市国際展示場条例の一部を改正する条例（第11号）

1 改正内容

(1) 名古屋市国際展示場の利用料金を指定管理者の収入とします。（第 3条及び第14条関係）

(2) 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができることとします。（第 4の 2条関係）

(3) 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができることとします。（第 5条関係）

(4) 利用料金の基準額を定めます。（別表関係）

2 施行期日等

(1) 令和 4年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。

ただし、一部の規定は、公布の日又は別に規則で定める日（以下「一部施行日」といいます。）から施行します。

(2) 第 1条の規定による改正後の名古屋市国際展示場条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができることとします。

(3) この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を

申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例によることとします。

(4) 第 2条の規定による改正後の名古屋市国際展示場条例（以下「新条例」といいます。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができることとします。

(5) 新条例の規定に基づく許可の申請その他展示場の施設を使用するために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができることとします。

○ 名古屋市立病院条例の一部を改正する条例（第12号）

1 改正内容

名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターの市立大学病院化に伴い、規定の整備を行います。（第 1条から第 5条の 2、第 7条、第 8条及び別表関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部を改正する条例（第13号）

1 改正内容

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 3年 6月 9日から施行します。

○ 名古屋市図書館条例の一部を改正する条例（第14号）

1 改正内容

(1) 図書館の職員の配置に係る規定を整備します。（第 3条関係）

(2) 名古屋市東図書館等の管理を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

244条の 2第 3項に規定する指定管理者に行わせます。（第 4条関係）

(3) 指定管理者の指定の手續に係る規定を整備します。（第 5条関係）

(4) 指定管理者が行う管理の基準に係る規定を整備します。（第 6条関係）

(5) 指定管理者が行う業務の範圍に係る規定を整備します。（第 7条関係）

2 施行期日等

(1) 令和 4年 4月 1日から施行します。

(2) 指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができることとします。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第15号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部改正により、名古屋市鳩岡保育園、名古屋市大永寺保育園、名古屋市松が根保育園及び名古屋市藤が丘保育園を廃止するため、規定の整理を行います。（第 2条及び附則第 3項関係）
- (2) 名古屋市児童福祉施設条例の一部改正により、名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターを廃止するため、規定の整理を行います。（第 2条、第 4条、第 5条及び第11条関係）
- (3) 名古屋市にじが丘荘の定員を変更します。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 3月25日から施行します。

○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第16号）

1 改正内容

- (1) 資金前渡することができる経費について、規定を整備します。（第74条関係）
- (2) 概算払の精算について、規定を整備します。（第82条関係）
- (3) 現金出納員事務引継書及び資金前渡事務引継書の様式について、規定を整備します。（第 2号様式（その 1）及び第60号様式関係）
- (4) 保証金納付書の様式について、規定を整備します。（第79号様式関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（第17号）

1 改正内容

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第 133号）及び老人福祉法施行規則（昭和

38年厚生省令第28号)の一部改正に伴い、規定の整備を行います。(第25条、第25号様式及び第28号様式関係)

(2) その他規定の整備を行います。(第24号様式関係)

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市緑化センター条例施行細則の一部を改正する規則(第18号)

1 改正内容

緑化センターの指定管理者の指定の手續の改正に伴い、規定の整備を行います。(第 8条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市スポーツ・レクリエーション地区建築条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第10号

名古屋市スポーツ・レクリエーション地区建築条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第 201 号。以下「法」という。）第49条第 2 項の規定に基づき、スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の用途の制限の緩和に関して必要な事項を定めるものとする。

(スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の用途の制限の緩和)

第 2 条 スポーツ・レクリエーション地区内においては、法第48条第 6 項の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができる。

(1) 観覧場

(2) 建築物に附属する自動車車庫（3 階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）

附 則

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第 2 章の規定により行う

特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

名古屋市国際展示場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第11号

名古屋市国際展示場条例の一部を改正する条例

第 1 条 名古屋市国際展示場条例（昭和48年名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（利用料金等）

第 3 条 展示場の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第11条の規定により展示場の管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料金には、展示場において使用する電気、ガス及び水道の料金その他の費用で指定管理者が市長の承認を得て定めるものを加算する。

3 使用者は、利用料金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

4 利用料金の額は、別表に定める基準額に 0.7 を乗じて得た額から当該基

準額に 1.3 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表に定める額とする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 4 条の 2 及び第 5 条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第 4 条の 2 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第 5 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第14条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

別表 1 展示施設の表を次のように改める。

1 展示施設

施設 の 区 分			利 用 料 金 の 基 準 額		
			全 日	午 前	午 後
			午前 0 時から 午後12時まで	午前 0 時から 正午まで	正午から午後 12時まで
第 1 展 示 館			1,100,000円	550,000円	550,000円
第 2 展 示 館			880,000円	440,000円	440,000円
第 3 展 示 館	区 画 し な い 場 合		2,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
	区画 する 場合	連続する 3 区画	1,540,000円	770,000円	770,000円
		連続する 2 区画	1,100,000円	550,000円	550,000円
		1 区 画	660,000円	330,000円	330,000円
屋外展示場（1 平方メートルにつき）			30円	15円	15円

別表 2 集会施設等の表中

「

使 用 料 の 額

を

」

「

利 用 料 金 の 基 準 額

に、
」

「

多 目 的 室
控 室

を

多目的室（１室につき）
控 室 （ １ 室 に つ き ）

に改め、同表備考第２号
」

及び第３号を削り、同表備考第１号中「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改め、同号を同表備考とする。

別表３駐車場の表中「使用料」を「利用料金」に改める。

第２条 名古屋市国際展示場条例の一部を次のように改正する。

別表１展示施設の表中

「

第 １ 展 示 館	1,100,000円	550,000円	550,000円
-----------	------------	----------	----------

」

を

「

第 １ 展 示 館	区 画 し な い 場 合		4,740,000円	2,370,000円	2,370,000円
	区 画 す る 場 合	展 示 ホ ー ル A	1,740,000円	870,000円	870,000円
		展 示 ホ ー ル B	870,000円	435,000円	435,000円
		展 示 ホ ー ル C	870,000円	435,000円	435,000円
		展 示 ホ ー ル D	1,740,000円	870,000円	870,000円
	特 別 室 １		24,000円	12,000円	12,000円
	特 別 室 ２		15,000円	7,500円	7,500円
	特 別 室 ３		14,000円	7,000円	7,000円

」

に、

「

屋外展示場（１平方メートルにつき）	30円	15円	15円
-------------------	-----	-----	-----

」

を

「

屋外展示場（１平方メートルにつき）	30円	15円	15円
多目的スペース（１平方メートルにつき）	60円	30円	30円
備考 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の種類又は品目ごとに規則で定める額とする。			

」

に改める。

別表２集会施設等の表中

「

サービスセンター A	10,000円	3,600円	4,200円	7,000円	4,800円	8,000円	1,200円
サービスセンター B	6,000円	2,200円	2,500円	4,200円	2,900円	4,800円	700円
多目的室（１室につき）	3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円

」

を

「

会議室 A	区画しない場合		250,000円	90,000円	105,000円	175,000円	120,000円	200,000円	30,000円
	区画する場合	連続する 3 室	206,000円	74,200円	86,500円	144,200円	98,900円	164,800円	24,700円
		連続する 2 室	138,000円	49,700円	58,000円	96,600円	66,200円	110,400円	16,600円
		1 室	69,000円	24,800円	29,000円	48,300円	33,100円	55,200円	8,300円
会議室 B	区画しない場合		90,000円	32,400円	37,800円	63,000円	43,200円	72,000円	10,800円
	区画する場合	連続する 3 室	74,000円	26,600円	31,100円	51,800円	35,500円	59,200円	8,900円
		連続する 2 室	50,000円	18,000円	21,000円	35,000円	24,000円	40,000円	6,000円
		1 室	25,000円	9,000円	10,500円	17,500円	12,000円	20,000円	3,000円
サービスセンター A			10,000円	3,600円	4,200円	7,000円	4,800円	8,000円	1,200円
サービスセンター B			6,000円	2,200円	2,500円	4,200円	2,900円	4,800円	700円
多目的室 1			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円
多目的室 2			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円
多目的室 3			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円
多目的室 4			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円
多目的室 5			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円
多目的室 A			6,400円	2,300円	2,700円	4,500円	3,100円	5,100円	800円
多目的室 B			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円

多 目 的 室 C	2,200円	800円	900円	1,500円	1,100円	1,800円	300円
-----------	--------	------	------	--------	--------	--------	------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項及び附則第4項の規定は公布の日から、第2条及び附則第5項の規定は規則で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市国際展示場条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の名古屋市国際展示場条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができる。
- 5 新条例の規定に基づく許可の申請その他展示場の施設を使用するために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができる。

名古屋市立病院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第12号

名古屋市立病院条例の一部を改正する条例

名古屋市立病院条例（平成 3年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「使用料及び」を削り、「）並びに」を「）及び」に改める。

第 2条ただし書中「病院事業の管理者（以下「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第 3条中「管理者」を「市長」に改める。

第 4条の見出しを「（利用料金及び手数料）」に改め、同条第 1項を次のように改める。

市立病院を利用する者は、次に掲げる額の利用料金を名古屋市病院事業の設置等に関する条例第11条の規定により名古屋市立緑市民病院の管理を行わせる指定管理者に納めなければならない。

- (1) 診療料 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費

用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額の合算額。ただし、自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第1項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第2項に規定する運行をいう。）により身体を害された者が当該運行による身体の障害に関する診療を受けるときは、当該合算額の2倍の額とする。

(2) 特別室使用加算額 1日につき 9,000円以下で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(3) 初診料加算額 1回 1,000円

(4) 特別長期入院料 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数に10円を乗じて得た額

第4条第2項中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第3項中「管理者」を「指定管理者」に、「使用料等」を「利用料金」に、「別に」を「市長の承認を得て」に改め、同条中第5項を第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に、「使用料等」を「利用料金及び手数料」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 市立病院を利用する者は、文書料として1通につき3,500円以下で市長の定める額の手数料を納めなければならない。

5 市長は、前項に規定するもののほか、手数料の額を定める必要があると認めるものについては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額又は実費相当額を別に定める。

第4条に次の1項を加える。

8 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第4条の2を削る。

第5条を次のように改める。

（利用料金及び手数料の減免）

第5条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。

2 市長は、特別の事由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

第 5条の 2を削る。

第 7条中「企業管理規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第 8条中「企業管理規程」を「規則」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 3年 4月 1日から施行する。

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第13号

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第10条第 3 項」を「第10条第 4 項」に改める。

第15条第 1 項中「第52条第 4 項及び」の次に「第 5 項並びに」を加える。

(名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（平成27年名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「これ」を「当該書類（アに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第12条に次の 1 項を加える。

- 5 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において第3条第2項第4号に掲げる書類又は事業報告書等を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第13条第1項中「書類」の次に「（同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項第2号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第14条中「これ」を「これらの書類（第3条第2項第4号に掲げる書類又は事業報告書等については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年6月9日（以下「施行日」という。）から施行する。
（書類の提出に関する経過措置）
- 2 第2条の規定による改正後の名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第13条第1項の規定は、同条例第2条第2号に規定する指定特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第14号

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例

名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「名古屋市中村図書館、名古屋市富田図書館、名古屋市志段味図書館、名古屋市緑図書館及び名古屋市徳重図書館（以下「中村図書館等」を「名古屋市東図書館、名古屋市中村図書館、名古屋市富田図書館、名古屋市守山図書館、名古屋市志段味図書館、名古屋市緑図書館、名古屋市徳重図書館、名古屋市名東図書館及び名古屋市天白図書館（以下「東図書館等」に改める。

第 4 条から第 7 条までの規定中「中村図書館等」を「東図書館等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市図書館条例第 5 条の規定による指定管理

者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第15号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

目次中「助産施設等」を「乳児院等」に改める。

第 2条第 1項の表中

「

助 産 施 設	名古屋市立東部医療センター	26人
〃	名古屋市立西部医療センター	45人

を

」

削り、

「

〃	名古屋市にじが丘荘	35世帯
---	-----------	------

を」

「

〃	名古屋市にじが丘荘	30世帯
---	-----------	------

に」

改め、同条第 2項の表中

「

名古屋市鳩岡保育園	30人	20人	50人	100人
-----------	-----	-----	-----	------

、」

「

名古屋市大永寺保育園	20人	20人	60人	100人
------------	-----	-----	-----	------

、」

「

名古屋市松が根保育園	20人	20人	60人	100人
------------	-----	-----	-----	------

及」

び

「

名古屋市藤が丘保育園	20人	20人	50人	90人
------------	-----	-----	-----	-----

を」

削る。

「第 2章 助産施設等」を「第 2章 乳児院等」に改める。

第 4条中「助産施設等」を「乳児院等」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第 2号中「き損」を「毀損」に改める。

第 5条第 1項第 1号及び第11条の表中「助産施設等」を「乳児院等」に改める。

附則第 3項の表中「、名古屋市藤が丘保育園」及び「、名古屋市大永寺保育園、名古屋市松が根保育園」を削り、「名古屋市鳩岡保育園、名古屋市東丘保育園」を「名古屋市東丘保育園」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の表の改正規定中名古屋市にじが丘荘に係る部分は、同年 3 月 25 日から施行する。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第16号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第74条第 1 項第 4 号中「しなければ調達困難な」を「必要とする」に、「修繕料」を「修繕に係る経費」に改め、同項第 7 号中「駐車料」を「即時支払を必要とする駐車料又は車両の借上料」に改め、同項第11号中「式典」を「投票及び開票並びに式典」に改め、同項第13号を次のように改める。

(13) 削除

第74条第 1 項第25号を次のように改める。

(25) 削除

第74条第 1 項に次の 2 号を加える。

(30) 即時支払を必要とする複写料金

(31) 感染症の発生又はまん延により即時支払を必要とする経費

第82条第 1 項ただし書中「事業主管課の長が」を削り、「と認める場合は省

略する」を「場合として市長が別に定める場合は、市長が別に定める方法による」に改める。

第2号様式（その1）中

「総額 金 「総額 金
 を 内訳 金」に、「帳簿」を「帳簿等」に改める。
 金」 金」

第60号様式を次のように改める。

第60号様式 (第80条)

資金前渡事務引継書

年　月　日更迭	課公所																																								
次のとおり引継ぎをします。 年　月　日 前渡金受領者(前任者) 氏名	次のとおり引継ぎを受けました。 年　月　日 前渡金受領者(後任者) 氏名																																								
1 現金 ア 総額 金 円也 内訳 金 円也 手持現金 金 円也 銀行預金 イ 明細																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">命令番号</th> <th style="width: 10%;">内訳番号</th> <th style="width: 15%;">前渡受高</th> <th style="width: 15%;">支払高</th> <th style="width: 15%;">戻入高</th> <th style="width: 15%;">残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		区分	年度	命令番号	内訳番号	前渡受高	支払高	戻入高	残高					円	円	円	円																								
区分	年度	命令番号	内訳番号	前渡受高	支払高	戻入高	残高																																		
				円	円	円	円																																		
2 帳簿等 ア 前渡金出納簿 イ 預金通帳() ウ																																									
3 受領予定 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">命令番号</th> <th style="width: 10%;">内訳番号</th> <th style="width: 20%;">受領予定額</th> <th style="width: 40%;">受領予定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td>年　月　日</td></tr> </tbody> </table>		区分	年度	命令番号	内訳番号	受領予定額	受領予定日					円	年　月　日																												
区分	年度	命令番号	内訳番号	受領予定額	受領予定日																																				
				円	年　月　日																																				
4 その他																																									

備考 1 この様式は2部複写とする。

2 区分には歳入、歳出又は歳入歳出外現金の別を記入すること。

(日本産業規格 A 4)

第79号様式（第3片）中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市会計規則の規定は、令和3年度に係る会計手続から適用し、令和2年度に係る会計手続については、なお従前の例による。

名古屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第17号

名古屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市老人福祉法施行細則（昭和47年名古屋市規則第 139号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第29条第13項」を「第29条第15項」に、「同条第15項」を「同条第17項」に改める。

第24号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「 1 施設の名称

「 1 改善命令の内容 2 施設の所在地

を に改める。

2 措置した事項 3 改善命令の内容

4 措置した事項 」

第25号様式中「定款その他の基本約款」を「登記事項証明書」に、

「(7) 市場調査等による入居者の見込み

(8) 職員の配置の計画

(9) 老人福祉法第29条第 7項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額

(10) 老人福祉法第29条第 7項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

(11) 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容

(12) 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、 をその内容

(13) 医療施設との連携の内容

(14) 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法

(15) 長期の収支計画

(16) 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書 」

「(7) 職員の配置の計画

(8) 老人福祉法第29条第 9項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額

(9) 老人福祉法第29条第 9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

(10) 一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容 に

(11) 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法

(12) 長期の収支計画

(13) 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書 」

改める。

第28号様式中「第29条第13項」を「第29条第15項」に、

「 1 施設の名称

「 1 改善命令の内容 2 施設の所在地

を に改める。

2 措置した事項 」 3 改善命令の内容

4 措置した事項 」

附 則

- 1 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市老人福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている報告書及び届は、この規則による改正後の名古屋市老人福祉法施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市緑化センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第18号

名古屋市緑化センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市緑化センター条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により指定管理者を選定する場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 163 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のように指定し、併せて同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する道路の路線名及び区間

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘要
市道	1	中川運河東線	名古屋市中川区広川町 1 丁目 1 番 1 地先から 名古屋市中川区富川町 5 丁目 1 番 1 地先まで	附図

2 指定する期日

令和 3 年 4 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、

道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

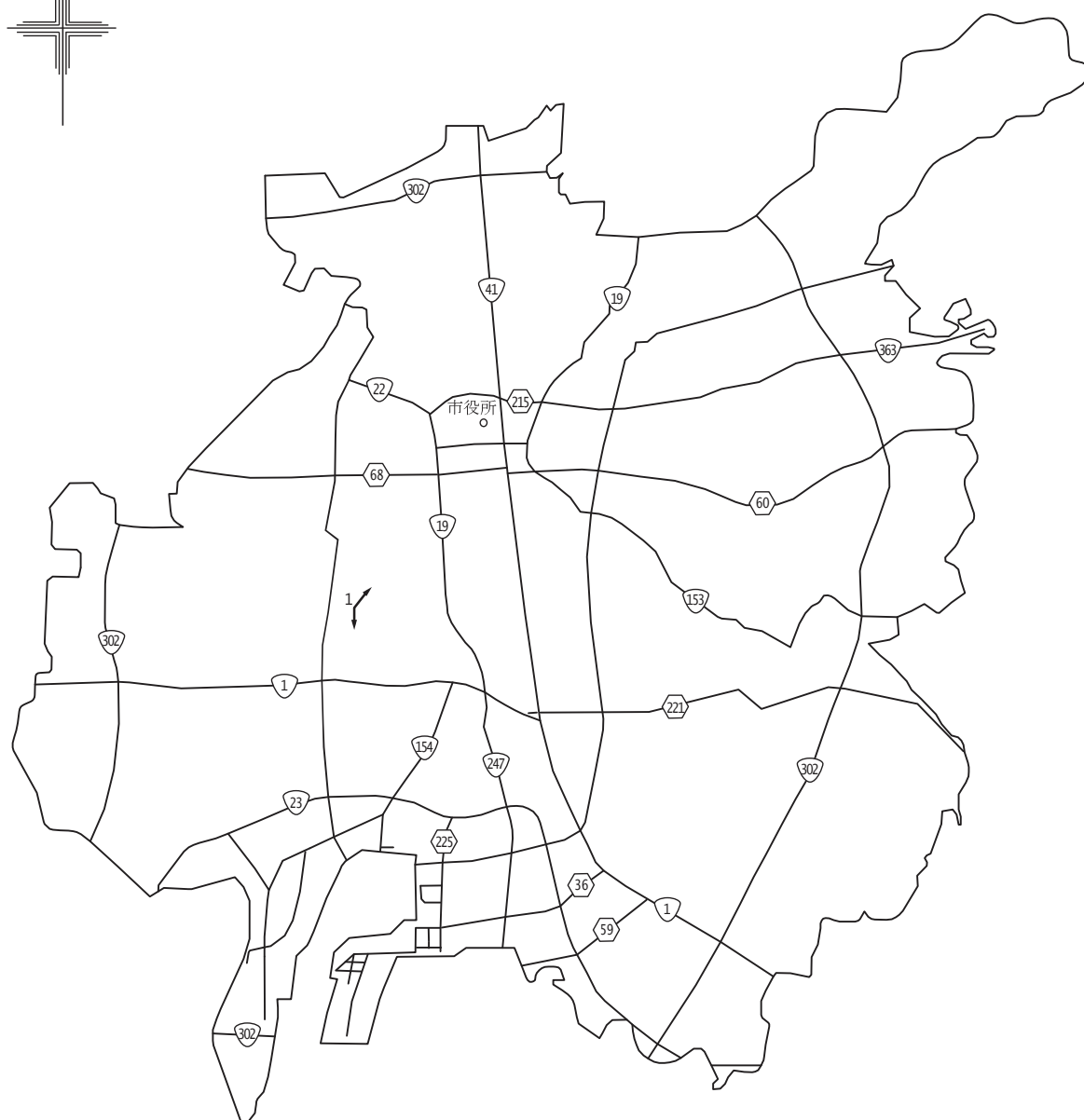
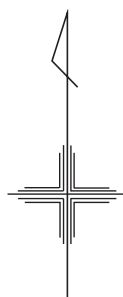
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例


 今回指定する部分

名古屋市告示第 164号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 3年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和 2年 5月13日 2指令住開指第18号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市天白区梅が丘二丁目1318番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市緑区鶴が沢一丁目1319番地

東部建設株式会社

代表取締役 藤田繁樹

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 165号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 3年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和元年11月 7日 31指令住開指第 166号	名古屋市緑区有松町大 字有松字長坂南 270番 外 8筆及び 272番 1外 2筆の各一部	名古屋市緑区倉坂1515番 地 株式会社協和設計 阪野末利子
令和 2年10月15日 2指令住開指第 127号	名古屋市北区楠四丁目 309番外 1筆	愛知県一宮市東出町 7番 地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦
令和 3年 2月 5日 2指令住開指第 176号	名古屋市港区川園三丁 目97番 1外 2筆	名古屋市港区当知三丁目 2904番地 三裕産業株式会社 代表取締役 寺田敏美
令和 2年 9月 4日 2指令住開指第94号	名古屋市中川区応仁町 2丁目75番 1及び元中 野町 2丁目61番	名古屋市中川区元中野町 4丁目29番地 大島一夫

令和 2年 4月14日 2指令住開指第13号	名古屋市中川区福島一丁目 110番	名古屋市中川区下之一色町字西ノ切61番地 7 学校法人正雲寺学園 理事長 寿台順章
令和 2年 3月17日 31指令住開指第 259号	名古屋市守山区小幡中二丁目2613番	名古屋市守山区小幡中一丁目34番22号 余語和仁
令和 2年 6月30日 2指令住開指第50号	名古屋市天白区土原四丁目 362番	名古屋市天白区海老山町1302番地 稲熊英二
令和元年10月 3日 31指令住開指第 137号	名古屋市緑区乗鞍三丁目 160番 3外 2筆	名古屋市緑区徳重五丁目1015番地 深川末三
令和元年11月25日 31指令住開指第 172号	名古屋市瑞穂区大喜町5丁目46番外 2筆及び 田光町 3丁目11番 4外2筆	愛知県津島市宇治町字石畑 156番地の 1 株式会社千代田不動産 代表取締役 近藤利一

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第166号

事後調査計画書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第28条第1項の規定に基づき、事業者から名古屋市南陽工場設備更新事業に係る事後調査計画書（工事中）（以下「事後調査計画書」という。）の提出がありましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査計画書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年3月24日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市長 河村たかし

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋市南陽工場設備更新事業

廃棄物処理施設の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区藤前二丁目101番地

4 事後調査計画書の提出年月日

令和3年3月17日（水）

5 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市港区春田野三丁目1801番地

港区役所南陽支所 (以下「南陽支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和3年3月24日(水)から同年4月7日(水)まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南陽支所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、港区役所及び南陽支所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 167号

告示の訂正について

令和 3年名古屋市告示第 141号（名古屋都市計画地区計画の決定）の一部を次のように訂正します。

令和 3年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 告示文中「第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定」を「第19条第 1項の規定」に訂正し、「同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定」を「同法第20条第 2項の規定」に訂正します。
- 2 告示内容第 2項中「変更」を「決定」に訂正します。

名古屋市住宅都市局都市計画課

名古屋市告示第 168号

告示の訂正について

令和 3年名古屋市告示第 142号（名古屋都市計画地区計画の決定）の一部を次のように訂正します。

令和 3年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 告示文中「第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定」を「第19条第 1項の規定」に訂正し、「同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定」を「同法第20条第 2項の規定」に訂正します。
- 2 告示内容第 2項中「変更」を「決定」に訂正します。

名古屋市住宅都市局都市計画課

名古屋市告示第 169号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119条第 2項に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び第 121条に基づく個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を次のように定める。

なお、平成19年名古屋市告示第 265号は廃止する。

令和 3年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

個人演説会等の施設の設備の状況及び公営のために納付すべき費用の額

施設の名称	施設の 種類	所有 の 区分	演説会場に あててゐる場所 及び面積	施設の設備状況				備考	費用額（単位：円）						合 計	
				聴衆 の 状況	演壇	照明 設備	拡声機 設備		使用日	区 分 (使用時間)	基 本 額	地域手当 支給 率%	地域加算額	拡声機 使用料		燃料費 加算額
名古屋市瀬古 保育園	3	a	遊戯室 86.00㎡	椅子 10脚 60人	有	有	有	守山区	平日	昼 間 (8:30～17:00)	9,090	—	—	540	423	10,053 (9,630)
名古屋市大森 保育園	3	a	遊戯室 78.85㎡	椅子 10脚 50人	有	有	有	守山区	休日	夜 間 (17:00～8:30)	25,675	15	2,471	540	423	29,109 (28,686)
											26,992	15	2,668	540	423	30,623 (30,200)

備考 1 「施設の種類の種類」欄中、「1」は法第161条第1項第1号、「2」は同項第2号、「3」は同項第3号の区分を表す。

2 「所有の区分」欄中「a」は施設の所有者が国又は地方公共団体、「b」は国又は地方公共団体以外の場合を表す。

3 演説会場の廊下等が聴衆席として使用される場合は、その面積も演説会場の面積に含めている。

4 「聴衆席の状況」欄には、椅子の状況及び入場可能人員を記載した。

5 使用日欄中、休日とは、地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日であり、平日とは、休日以外の日をいう。

6 「燃料費加算額」欄は、暖房加算料であり、1月1日から3月31日までの使用に限り加算する。なお、「合計」欄の（ ）内は、暖房加算額が加算されない場合の合計金額である。

7 上記いずれの使用時間区分も会場の設営、後片付け及び清掃の時間を含む。

名古屋市告示第 170号

告示の訂正について

令和 3年名古屋市告示第67号（農用地利用集積計画について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 3年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

3の利用権の設定を行う者の氏名及び住所のうち、氏名について「小塚 卓夫」を「小塚 卓生」に訂正します。

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 171号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により公告します。

なお、同法第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により併せて公告します。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 2項の規定により縦覧します。

令和 3年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
意見書の提出なし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第172号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行います。第1附図は令和3年4月1日から道路の供用を開始し、その他は令和3年3月25日から道路の供用を開始及び廃止します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年3月25日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メートル	
市道	1	椿町線第4号	名古屋市中村区平池町4丁目1番の4地先から 名古屋市中村区平池町4丁目51番の1地先まで	0.122	30.00 ～ 34.24	第1附図
	1	千音寺第44号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3690番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3711番地先まで	0.185	6.00 ～ 6.92	第3附図
	2	千音寺第45号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3688番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3681番地先まで	0.303	6.00	

3	千音寺第46号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字十六割3670番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字十六割3676番地先まで	0.056	6.00
4	千音寺第47号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字向江3415番の1地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字南島3549番地先まで	0.028	8.99 ～ 11.10
5	千音寺第48号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字十六割3669番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字西福正3641番の1地先まで	0.186	6.00
6	千音寺第49号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字十六割3669番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字西福正3637番地先まで	0.181	6.00
7	千音寺第50号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字十六割3664番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字西福正3563番の2地先まで	0.102	6.00
8	千音寺第51号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字十六割3683番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字十六割3663番地先まで	0.069	6.00
9	千音寺第52号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字十六割3662番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字西福正3564番の4地先まで	0.103	6.00
10	千音寺第53号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字西福正3619番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字西福正3599番地先まで	0.119	6.00
11	千音寺第54号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字十六割3651番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字十六割3659番地先まで	0.063	6.00

12	千音寺第55号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字十六割3659番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字十六割3659番地先まで	0.027	6.00	第 4 附 図
13	千音寺第56号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字西福正3605番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字西福正3568番の1地先まで	0.039	4.00	
14	千音寺第57号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字東福正4776番の2地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字東福正4733番地先まで	0.211	6.00	
15	千音寺第58号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字東福正4731番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字東福正4729番地先まで	0.023	6.00	
16	千音寺第59号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字東福正4766番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字東福正4766番地先まで	0.082	5.00	
17	千音寺第60号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字東福正4719番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字東福正4748番地先まで	0.136	6.00	
1	下志段味第205号線	名古屋市守山区大字下志段味字前 田544番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字東 新外617番地先まで	0.175	6.00	
2	下志段味第206号線	名古屋市守山区大字下志段味字唐 曾1116番地先から 名古屋市守山区大字下志段味字唐 曾1138番地先まで	0.144	6.00	
3	下志段味第207号線	名古屋市守山区大字下志段味字前 田543番地先から 名古屋市守山区大字下志段味字前 田545番地先まで	0.068	6.00	

4	下志段味第208号線	名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1135番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1137番の3地先まで	0.087	6.00	第 5 図 附 図
5	下志段味第209号線	名古屋市守山区大字下志段味字落合320番地先から 名古屋市守山区大字下志段味字西島2376番の7地先まで	0.050	6.00 ~ 6.69	
6	下志段味第210号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2587番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2539番の1地先まで	0.061	9.00	
1	上志段味第144号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根502番の2地先から 名古屋市守山区大字上志段味字羽根489番の1地先まで	0.192	6.00	
2	上志段味第145号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根542番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字茂中645番地先まで	0.224	6.00	
3	上志段味第146号線	名古屋市守山区大字上志段味字海東454番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字羽根508番・509番・510番の1合併地先まで	0.093	6.00	
4	上志段味第147号線	名古屋市守山区大字上志段味字海東440番の2地先から 名古屋市守山区大字上志段味字羽根487番地先まで	0.076	6.00	
5	上志段味第148号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1647番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1657番の2地先まで	0.094	6.00	
6	上志段味第149号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1651番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1663番地先まで	0.090	6.00	

7	上志段味第150号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1648番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字二之輪1669番の1地先まで	0.104	6.00	
8	上志段味第151号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1643番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1663番地先まで	0.094	6.00	
9	上志段味第152号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2088番の162地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2087番の53地先まで	0.048	9.00	
10	上志段味第153号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の65地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の268地先まで	0.231	6.00	
11	上志段味第154号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の183地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の44地先まで	0.187	6.00	
12	上志段味第155号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の132地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の58地先まで	0.032	6.00	
13	上志段味第156号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の59地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の18地先まで	0.166	6.00	
14	白鳥線第1号	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2087番の18地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の309地先まで	0.162	16.00 ～ 18.00	
1	有松駅前第1号線	名古屋市緑区有松2301番地先から 名古屋市緑区有松2305番地先まで	0.039	14.00	第 6 附 図

2	有松駅前第2号線	名古屋市緑区有松2411番地先から 名古屋市緑区有松2410番地先まで	0.077	6.00	第 8 図 附 図
3	有松駅前第3号線	名古屋市緑区有松2510番地先から 名古屋市緑区有松2505番地先まで	0.076	9.00	
4	有松駅前第4号線	名古屋市緑区有松3052番地先から 名古屋市緑区有松3031番地先まで	0.212	4.00 ～ 5.20	
5	有松駅前第5号線	名古屋市緑区有松2701番地先から 名古屋市緑区有松2709番地先まで	0.111	6.00	
6	有松駅前第6号線	名古屋市緑区有松3001番地先から 名古屋市緑区有松2802番の1地先 まで	0.172	6.50 ～ 9.63	
7	有松駅前第7号線	名古屋市緑区有松2901番の1地先 から 名古屋市緑区有松2906番地先まで	0.078	6.00	
1	諸の木三丁目第1号線	名古屋市緑区諸の木三丁目1918番 地先から 名古屋市緑区諸の木三丁目1913番 地先まで	0.074	6.00	

2 路線の認定及び道路の区域決定

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メートル	
市道	1	千音寺線第1号	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字下前田畔1106番の3地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字三反田1769番地先まで	0.342	16.00 ～ 18.00	第 2 図 附 図

2	千音寺線第2号	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字三反田1773番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字稲屋4165番の1地先まで	0.624	16.00 ～ 18.00	第4 附図
3	西条新家線第2号	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字一本松2184番の1地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字中狭間1274番の2地先まで	0.602	16.00 ～ 20.00	
7	下志段味自転車歩 行者道第19号線	名古屋市守山区大字下志段味字長 戸1654番の6地先から 名古屋市守山区大字下志段味字長 戸1654番の9地先まで	0.025	7.00	
8	下志段味自転車歩 行者道第20号線	名古屋市守山区大字下志段味字長 戸1653番の3地先から 名古屋市守山区大字下志段味字長 戸1653番の3地先まで	0.025	7.00	
8	有松駅前自転車歩 行者道第1号線	名古屋市緑区有松2305番地先から 名古屋市緑区有松2306番地先まで	0.073	4.00 ～ 4.94	第6 附図
9	有松駅前自転車歩 行者道第2号線	名古屋市緑区有松2803番地先から 名古屋市緑区有松町大字桶狭間字 高根36番の35地先まで	0.083	4.50 ～ 15.92	
1	河岸町線	名古屋市瑞穂区河岸町3丁目80番 の1地先から 名古屋市瑞穂区河岸町3丁目77番 の10地先まで	0.139	6.00 ～ 6.50	
2	呼続1号線	名古屋市南区呼続元町102番地先 から 名古屋市南区呼続元町520番の4 地先まで	0.132	6.00	第7 附図
3	呼続2号線	名古屋市南区呼続一丁目3番地先 から 名古屋市南区呼続一丁目117番地 先まで	0.132	14.00 ～ 26.45	

	4	呼続3号線	名古屋市南区呼続二丁目105番の1地先から 名古屋市南区呼続二丁目618番地先まで	0.324	10.00 ～ 20.14	
--	---	-------	--	-------	------------------	--

3 路線の一部廃止及び供用廃止

整理 符号	路 線 名	起 終 点 点	摘 要
ア	千音寺東西7号線	起点 名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4764番地先 終点 名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4771番地先	第 9 附 図
ア	藤前17号線	起点 名古屋市港区藤前一丁目821番地先 終点 名古屋市港区藤前一丁目1123番地先	第 11 附 図
ア	潮見町線支線第5号	起点 名古屋市港区潮見町9番地先 終点 名古屋市港区潮見町1番の7地先	第 12 附 図

4 路線の廃止

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	摘 要
1	千音寺十六線	起点 名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3641番の1地先 終点 名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3551番の1地先	第 9 附 図
1	熱田新田東組東西支線第44号	起点 名古屋市熱田区一番二丁目3601番の1地先 終点 名古屋市熱田区一番二丁目3604番の1地先	第 10 附 図

5 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	牧野第53号線	名古屋市中村区太閤二丁目310番の1地先から	前	0.001	6.42	第 1 附 図
			名古屋市中村区太閤二丁目310番の1地先まで	後	0.001	6.42	隔切の拡幅

	B	椿町線第1号	名古屋市中村区平池町4丁目60番の12地先から	前	0.012	40.31	第3図 隔切の拡幅
			名古屋市中村区平池町4丁目60番の12地先まで	後	0.012	58.61	
	A	新家服部線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3563番の2地先から	前	0.032	0.91 ～ 3.01	
			名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3564番の4地先まで	後	0.032	4.00 ～ 6.00	
	B	千音寺東西7号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4771番地先から	前	0.002	0.90	
			名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4771番地先まで	後	0.002	0.90	
	C	千音寺服部1号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字南島3550番地先から	前	0.176	平均 1.80	
			名古屋市中川区富田町大字千音寺字南島3538番地先まで	後	0.176	4.01 ～ 9.99	
	D	千音寺包里線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4776番の2地先から	前	0.088	5.45	
			名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4781番の1地先まで	後	0.088	5.97 ～ 6.22	
	A	有松橋東南第1号線	名古屋市長区有松3031番地先から	前	0.087	7.66 ～ 8.20	第6図
			名古屋市長区有松2804番地先まで	後	0.087	8.54 ～ 11.06	

6 道路の区域変更

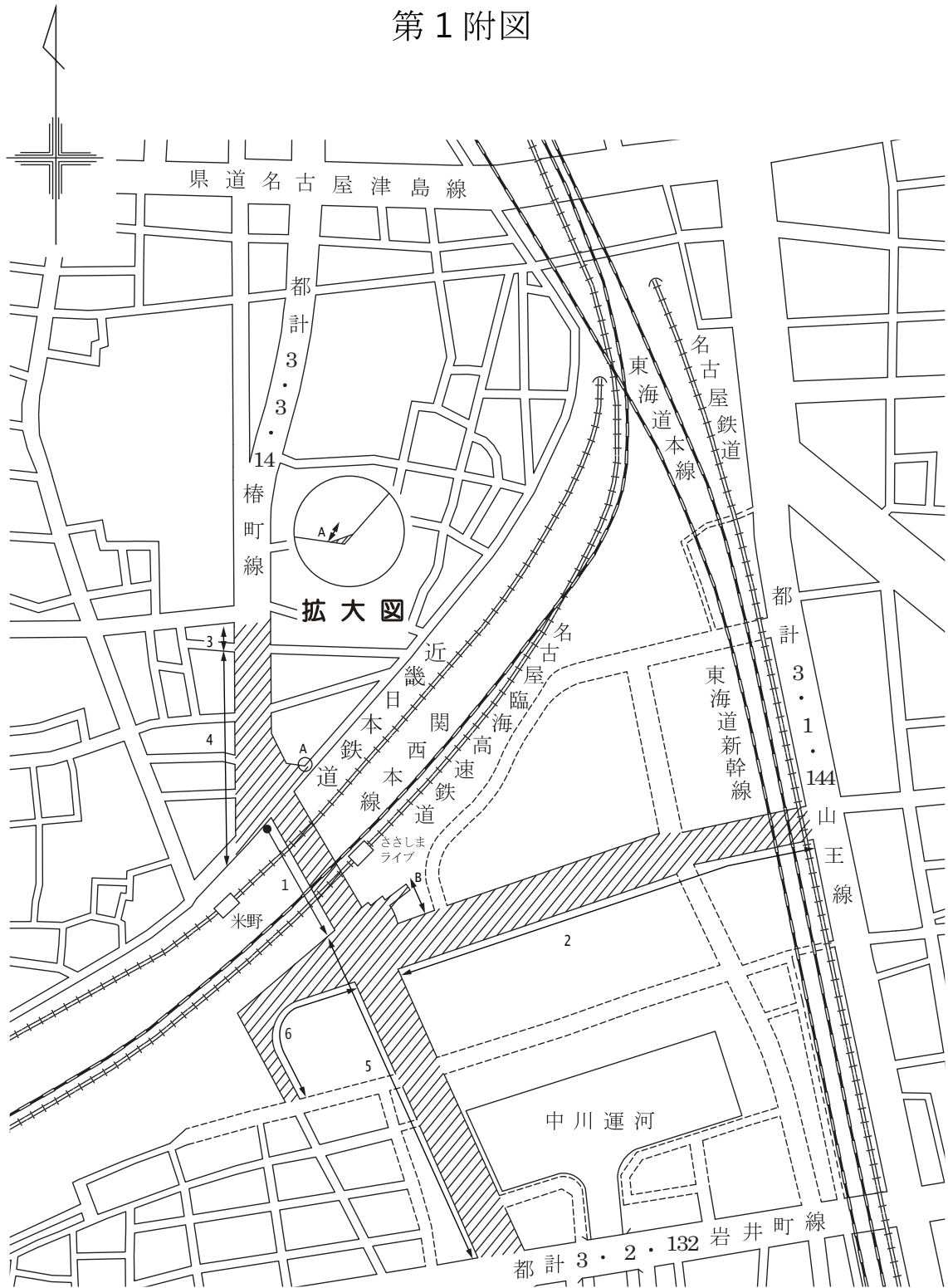
道路 の種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
県道	A	西条中川線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋4165番の1地先から	前	0.140	9.46 ～ 10.58	第2図
			名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋4215番の2地先まで	後	0.140	9.46 ～ 16.00	

7 道路の供用開始

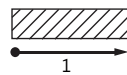
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	2	笹島線	名古屋市中村区平池町4丁目60番の12地先から 名古屋市中川区西日置町字上鶴垂1番の5地先まで	第 1 附 図
	3	椿町線第2号	名古屋市中村区太閤二丁目107番の2地先から 名古屋市中村区太閤二丁目214番の12地先まで	
	4	椿町線第3号	名古屋市中村区太閤二丁目214番の12地先から 名古屋市中村区太閤二丁目6番地先まで	
	5	椿町線第1号	名古屋市中村区平池町4丁目60番の12地先から 名古屋市中川区運河町604番地先まで	
	6	ささしまライブ24 第4号線	名古屋市中村区平池町4丁目60番の5地先から 名古屋市中村区平池町4丁目252番地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

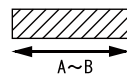
第1附図



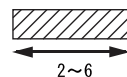
凡例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

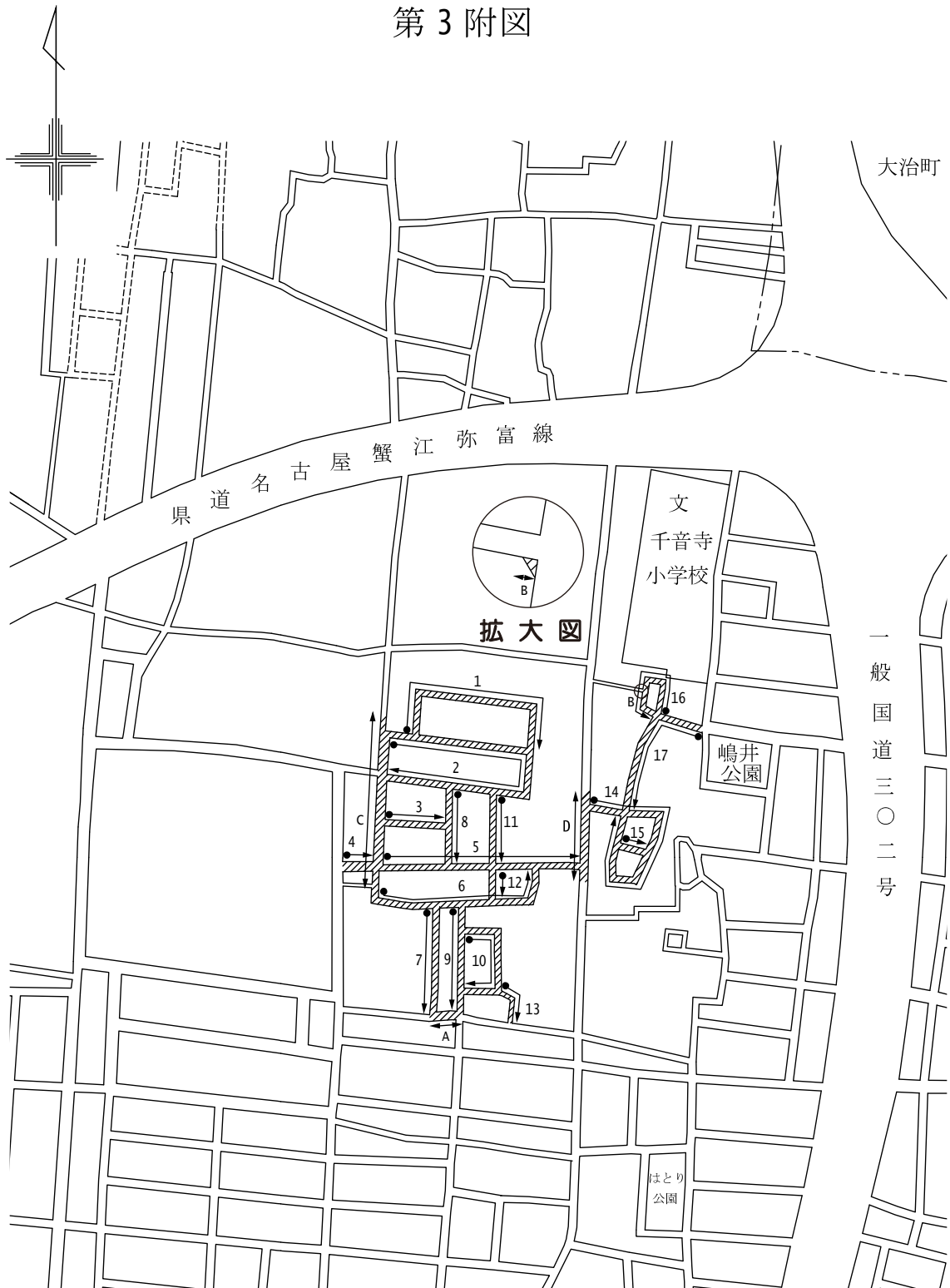


道路の供用を開始する部分

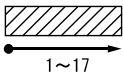
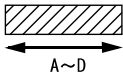
第2 附图



第3附図



凡 例

- | | |
|---|-----------------------------|
|  | 市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分 |
|  | 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分 |

第4附図



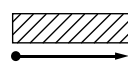
凡 例

- | | |
|--|-------------------------|
| | 市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分 |
| | 市道に認定し道路の区域を決定する部分 |

第 5 附図

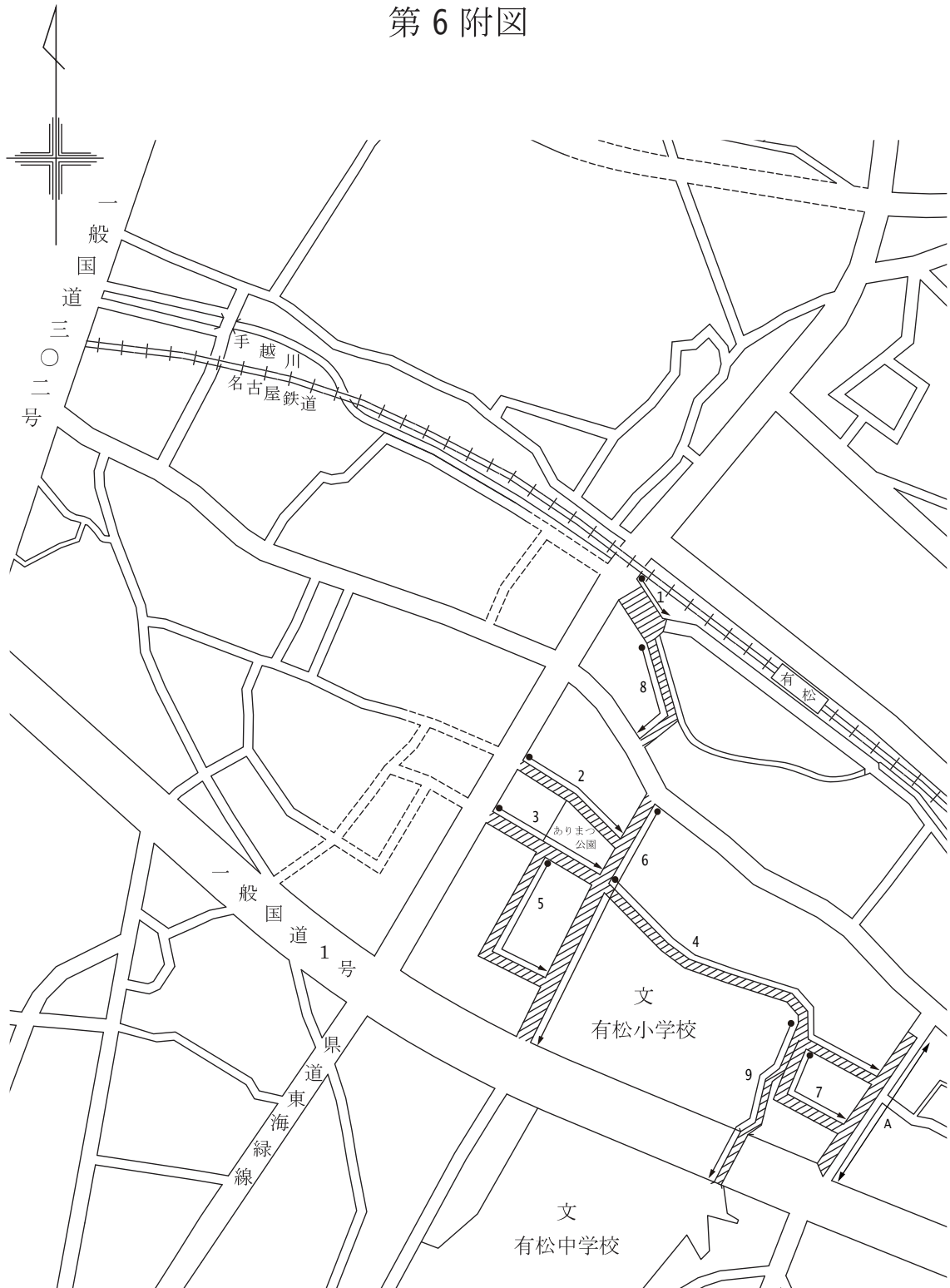


凡 例

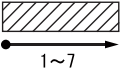
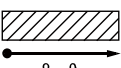
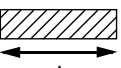


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

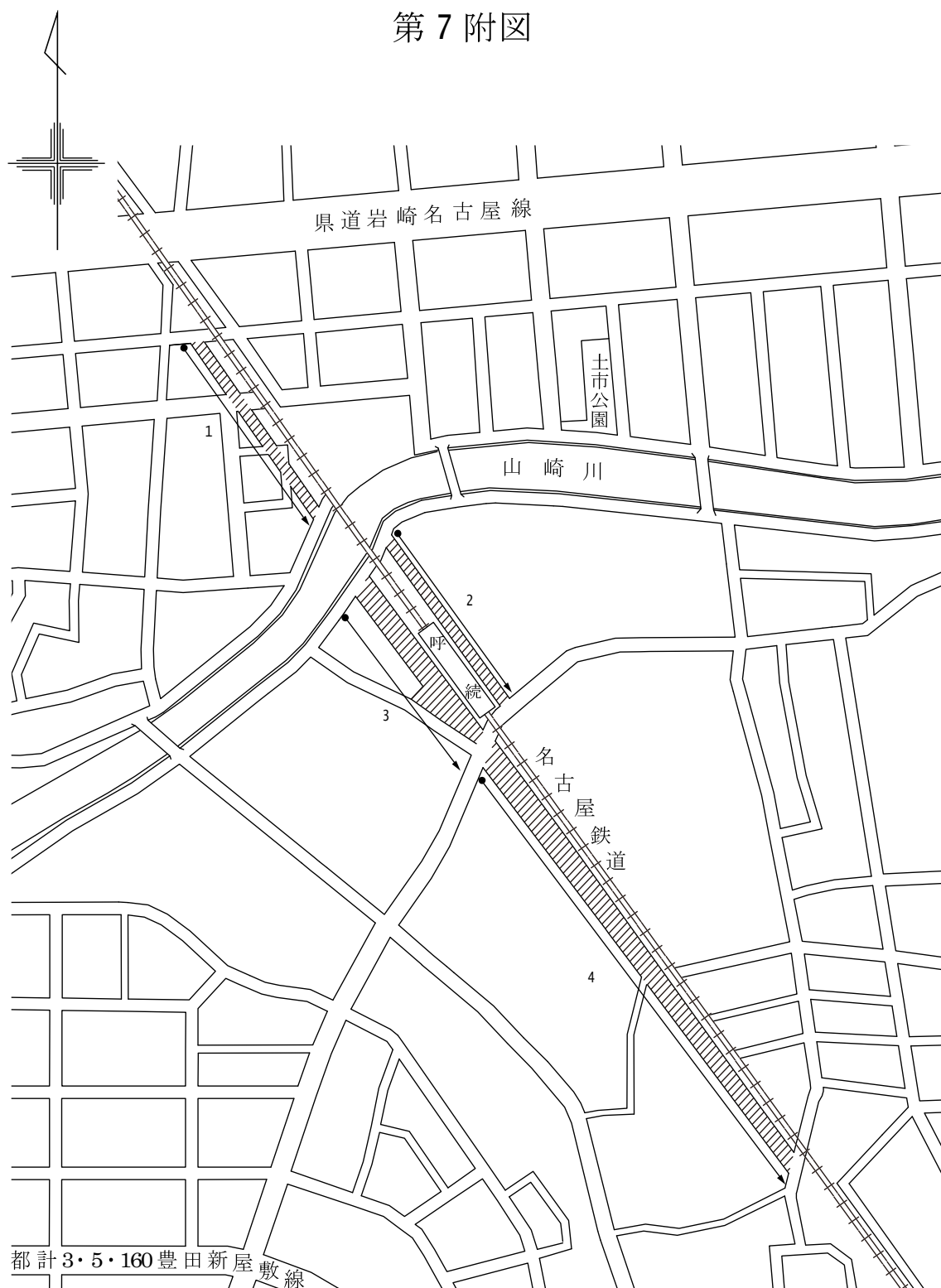
第 6 附図



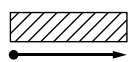
凡 例

- | | |
|---|-----------------------------|
|  | 市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分 |
|  | 市道に認定し道路の区域を
決定する部分 |
|  | 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分 |

第7 附図

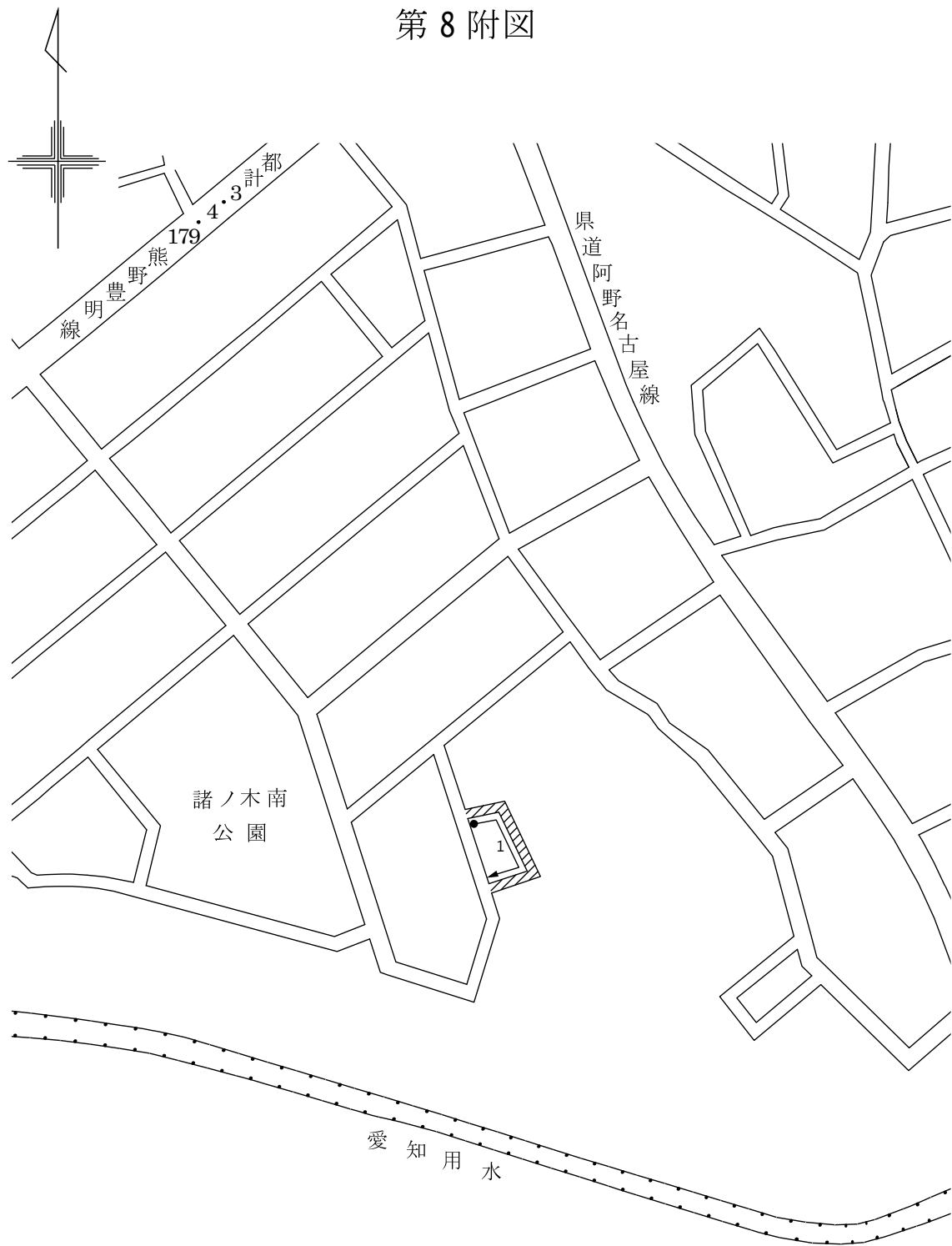


凡 例

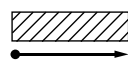


市道に認定し道路の区域を
決定する部分

第 8 附図

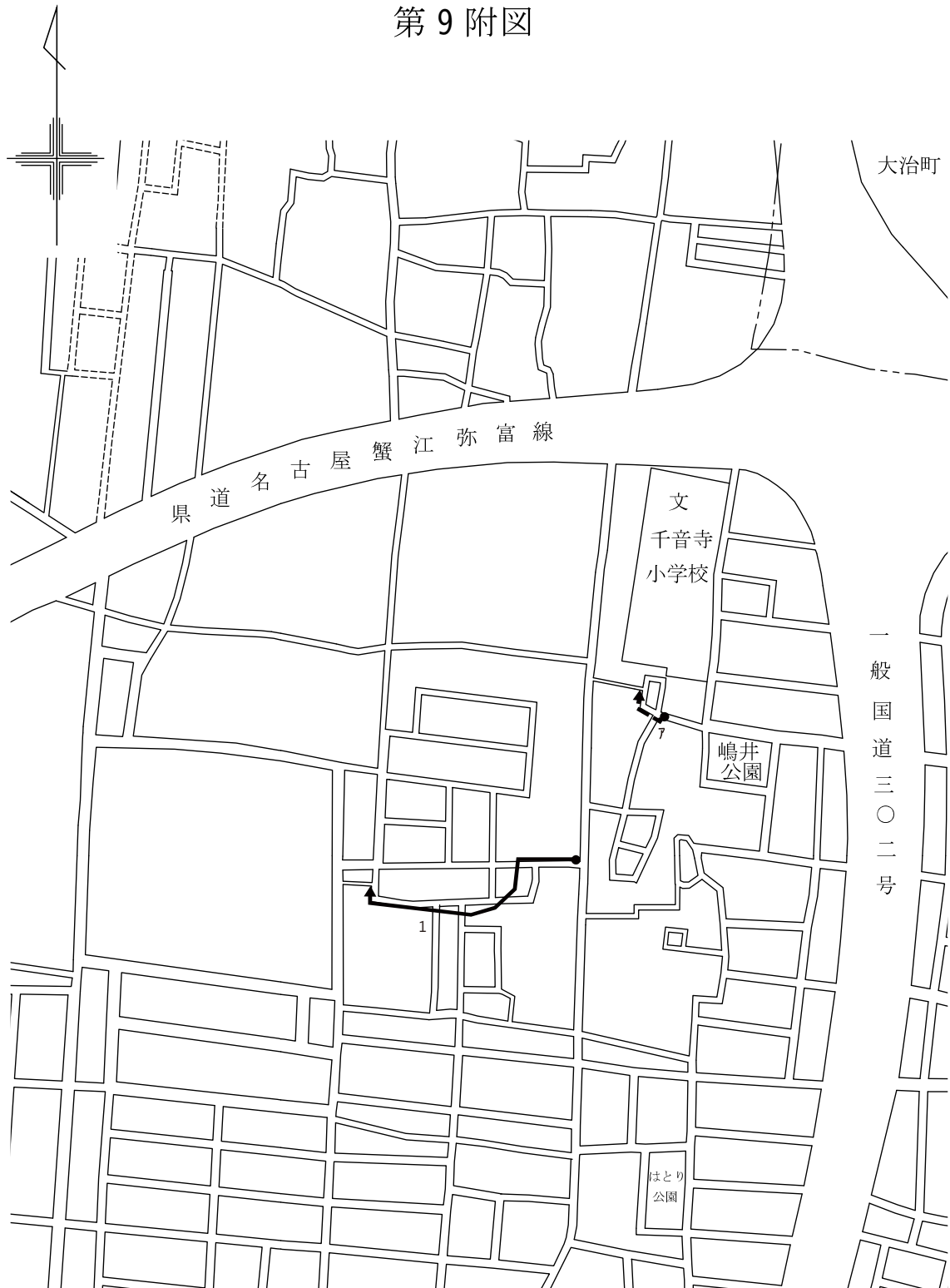


凡 例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第9附図



凡 例

- --- ➡ 一部廃止し供用廃止する部分
- ——— ➡ 廃止する路線

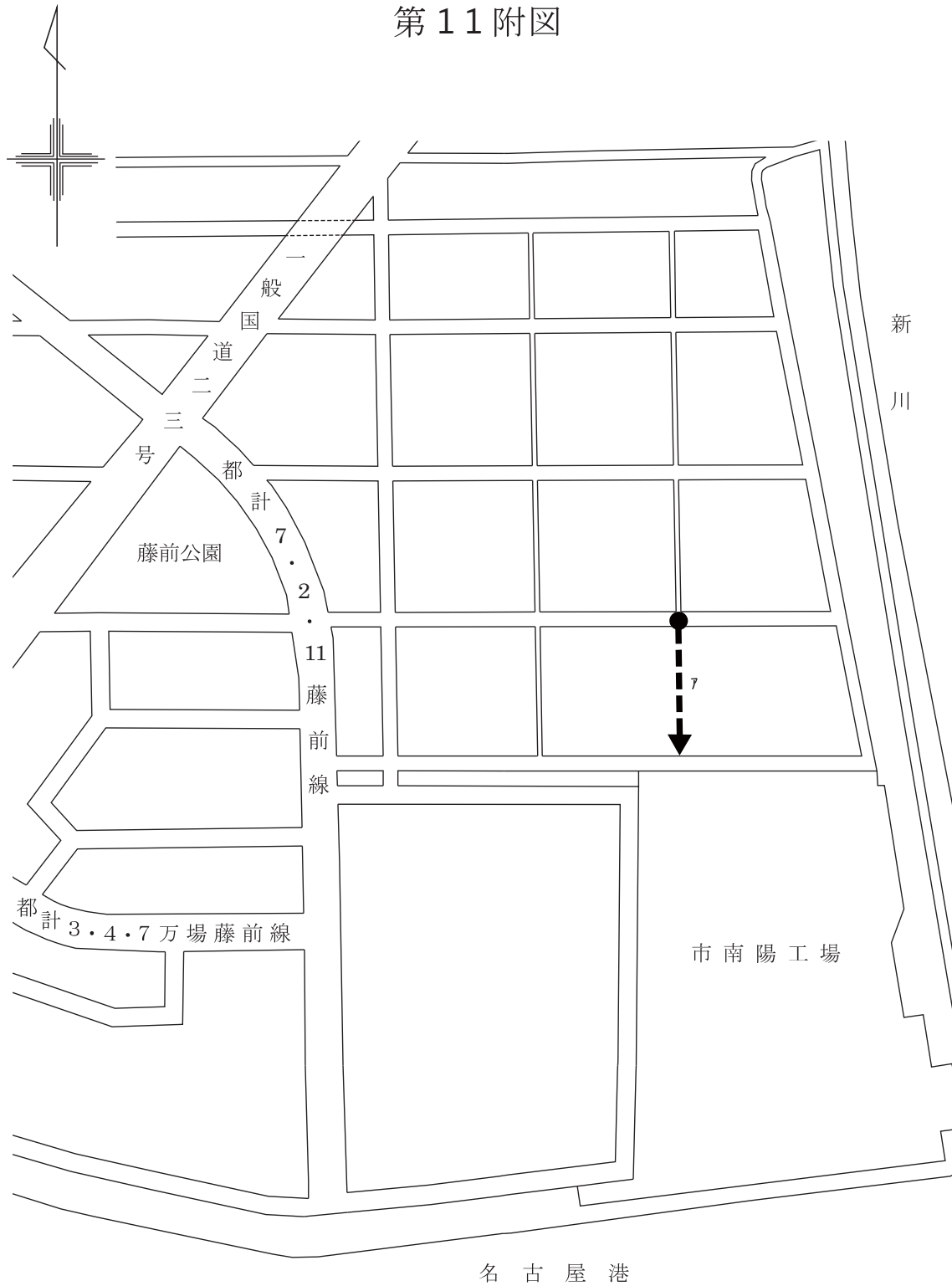
第 10 附図



凡 例

●→ 廃止する路線

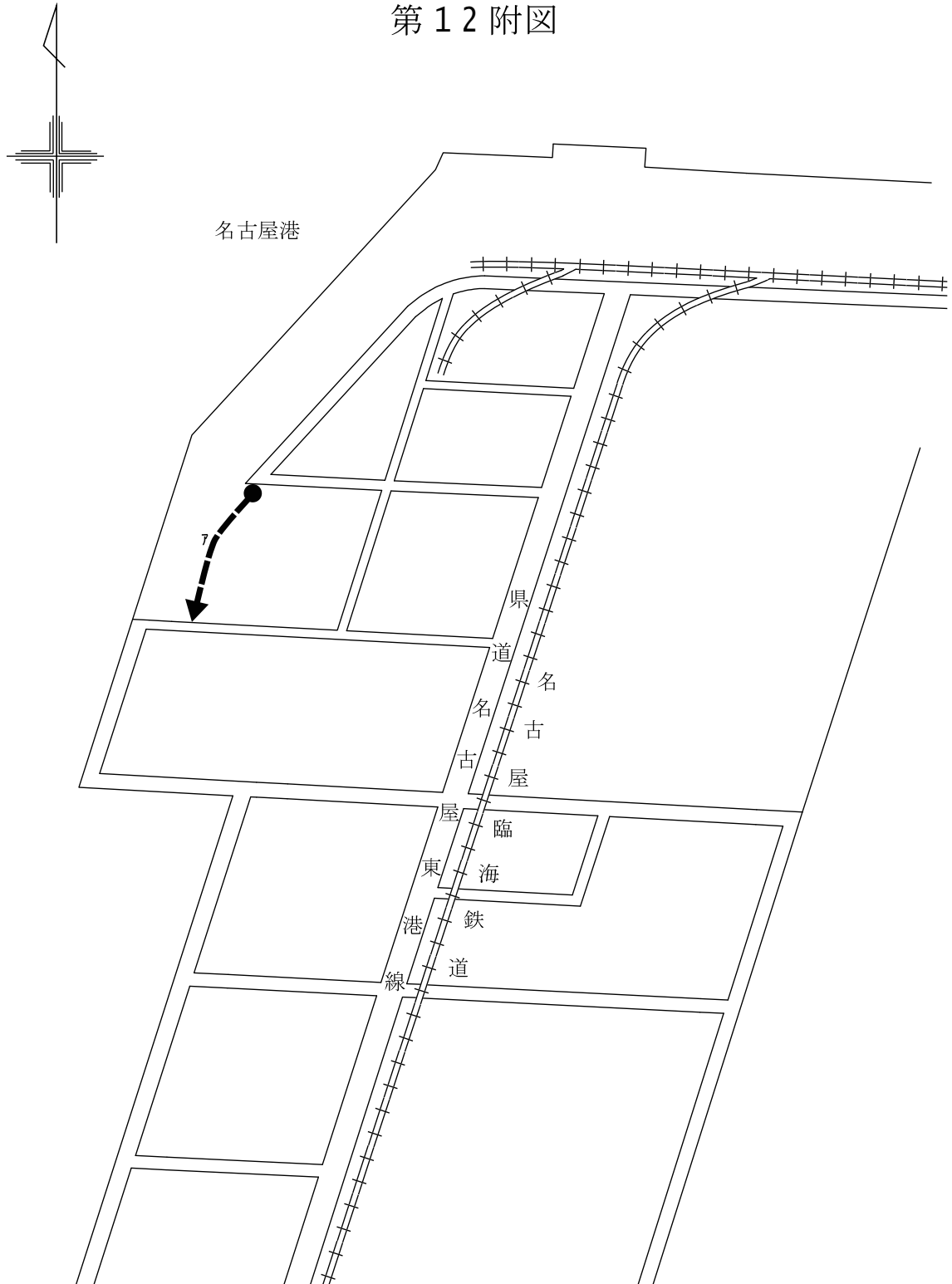
第 11 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

第 12 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

名古屋市告示第173号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項及び第18条第2項の規定に基づき、令和3年3月25日から次のように自転車歩行者専用道路を指定し、道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年3月25日

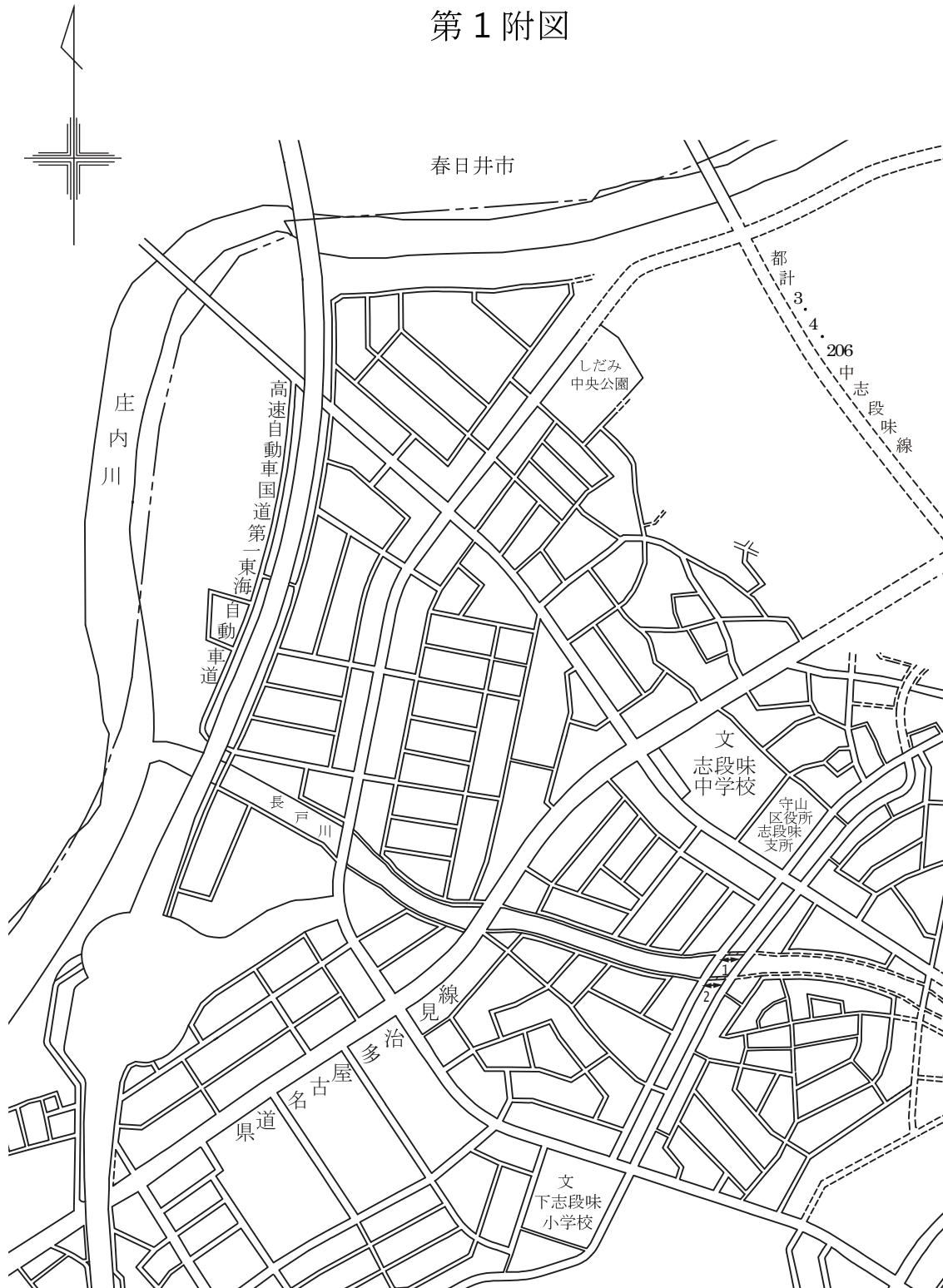
名古屋市長 河村 たかし

自転車歩行者専用道路の指定及び道路の供用開始

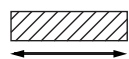
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	下志段味自転車歩行者道第19号線	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1654番の6地先から 名古屋市守山区大字下志段味字長戸1654番の9地先まで	第1図
	2	下志段味自転車歩行者道第20号線	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1653番の3地先から 名古屋市守山区大字下志段味字長戸1653番の3地先まで	
	1	有松駅前自転車歩行者道第1号線	名古屋市緑区有松2305番地先から 名古屋市緑区有松2306番地先まで	第2図
	2	有松駅前自転車歩行者道第2号線	名古屋市緑区有松2803番地先から 名古屋市緑区有松町大字桶狭間字高根36番の35地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1附図

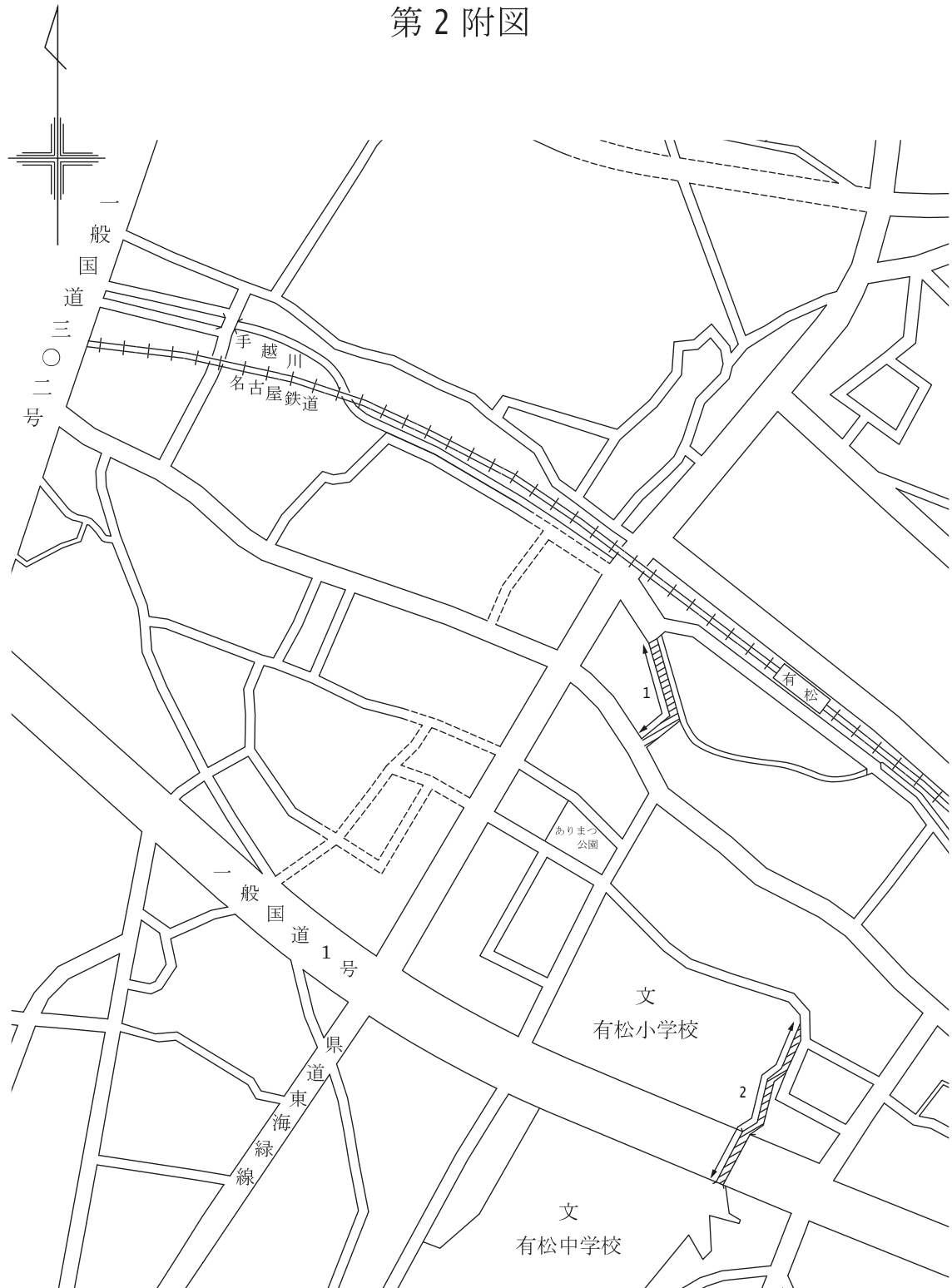


凡 例

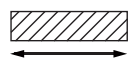


自転車歩行者専用道路に
指定し供用開始する部分

第2 附図



凡 例



自転車歩行者専用道路に
指定し供用開始する部分

名古屋市告示第 174号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日

名古屋市公設市場条例施行細則（昭和39年名古屋市規則第23号）第 1条及び第 2条の規定により、令和 3年度における名古屋市公設市場の開場時間と休業日を次のように定めます。

令和 3年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 開場時間

名 称 及 び 位 置	開 場 時 間
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	4月 1日から当分の間、開場しません。
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	午前10時から午後 7時まで ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日は、午前10時から午後 6時30分まで
名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	午前10時から午後 7時30分まで ただし、12月31日は午前 9時30分から午後 6時まで
名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	セルフサービス部門は 4月 1日から当分の間、開場しません。 専門店部門は午前10時から午後 6時まで

名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	セルフサービス部門は 4月 1日から 当分の間、開場しません。 専門店部門は午前10時から午後 6時 30分まで
---------------------------------------	---

2 休業日

名 称 及 び 位 置	休 業 日
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	日曜日並びに 5月 5日、 7月22日、 8月14日、同月16日、 1月 1日、同 月 3日及び同月 4日
名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	日曜日並びに 5月 3日から同月 5日 まで、 8月 9日、同月16日から同月 18日まで、 9月20日、 1月 1日、同 月 3日、同月 4日、同月10日及び 3 月21日
名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	日曜日並びに 5月 3日から同月 5日 まで、 8月13日、同月14日、 9月20 日、 1月 1日、同月 3日、同月10日 及び 3月21日
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	日曜日（一部専門店は月曜日、火曜 日又は水曜日（12月28日、同月29日 は除きます。））並びに 1月 1日、 同月 3日及び同月 4日

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市告示第 175号

名古屋市東谷山フルーツパークの臨時開所について

シダレザクラめぐりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第 3条の 2の規定に基づき、次のとおり休所日に臨時に開所します。

令和 3年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

臨時に開所する期日

令和 3年 4月 5日（月）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 176号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

シダレザクラめぐりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

令和 3年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

利用料金を納付しなければならない期間

令和 3年 4月 2日（金）から同月11日（日）まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 177号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 3年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

矢田川橋 緑地	守山区鳥羽見一丁目、市場、 新守山 北区山田北町 1丁目、矢田町 1丁目 東区矢田町 2丁目、字寺畑	図面守山 2 の 4の区域	昭和42年 8月 1日
------------	--	------------------	----------------

」

を

「

矢田川橋 緑地	守山区鳥羽見一丁目、市場、 新守山 北区上飯田町字古川、矢田町 字寺西 東区矢田町字寺畑	図面守山 2 の 5の区域	昭和42年 8月 1日
------------	--	------------------	----------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 3年 3月25日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 178 号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第 1 項の規定により、都市公園を設置すべき区域を次のように決定します。

令和 3 年 3 月25日

名古屋市長 河 村 た か し

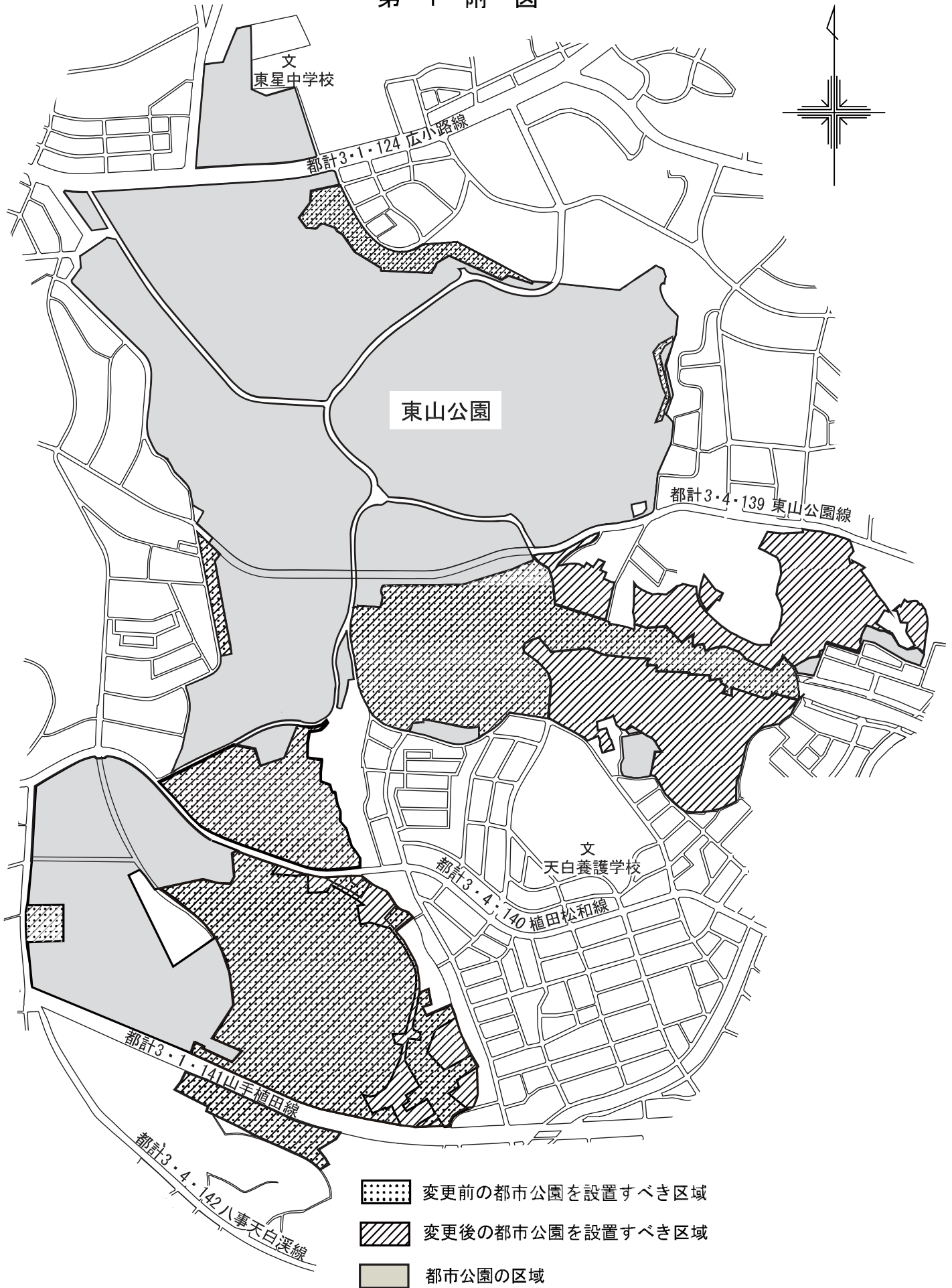
変更する区域

設置を予定する 公園の名称	区 域 の 所 在 地		区 域
東 山 公 園	変更前	千種区田代町字瓶杣、天白町大字植田字植田山、東山元町 3 丁目、4 丁目、5 丁目、昭和区八事富士見、名東区植園町 1 丁目、藤巻町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、天白区天白町大字八事字裏山、字山田	第 1 附図
	変更後	千種区田代町字瓶杣、天白町大字植田字植田山、東山元町 3 丁目、4 丁目、5 丁目、昭和区八事富士見、名東区植園町 1 丁目、3 丁目、山香町、藤巻町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、天白区天白町大字八事字裏山、字山田	
細 根 公 園	変更前	緑区鳴海町字姥子山、字細根	第 2 附図
	変更後	緑区鳴海町字姥子山、字細根	

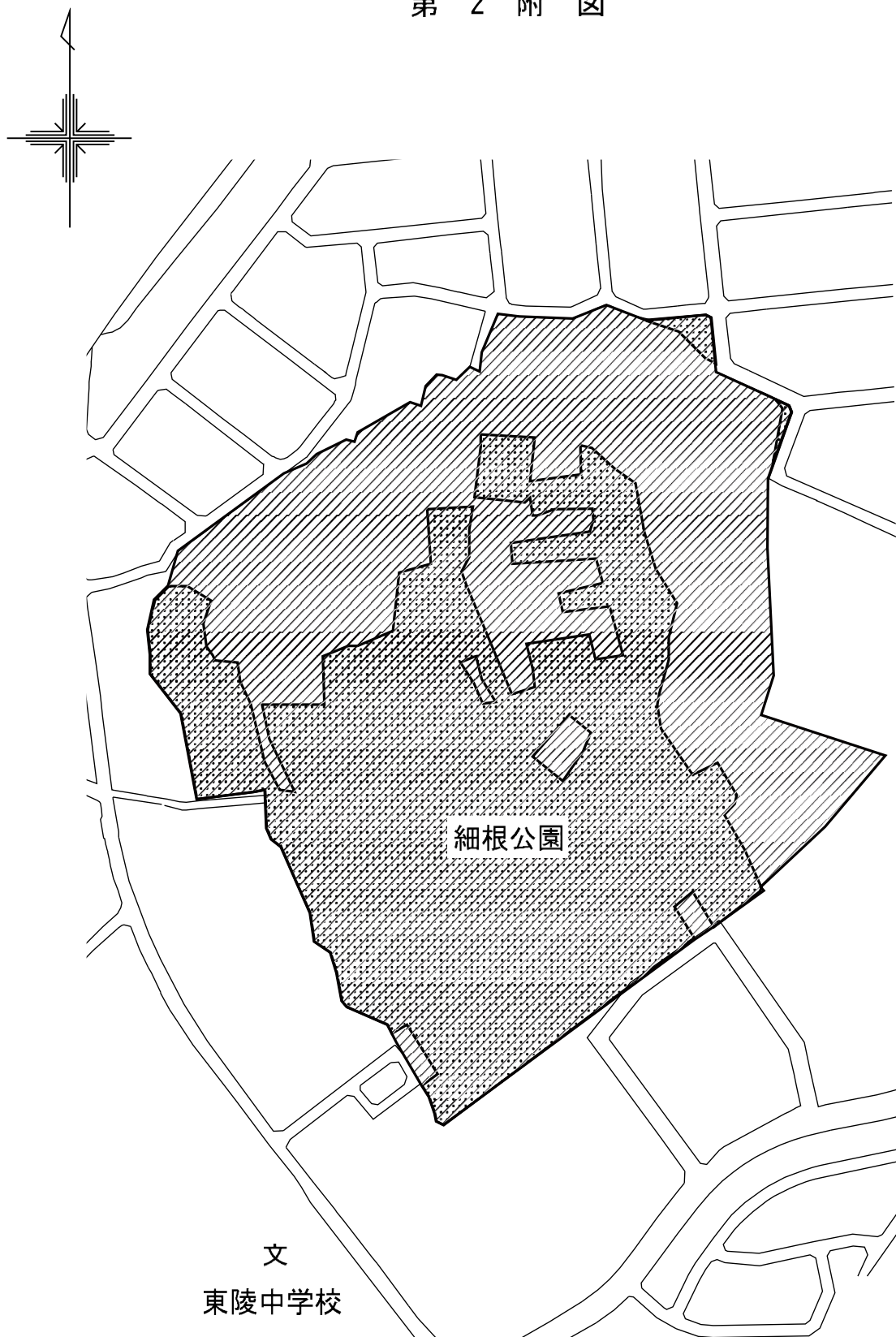
熊 野 公 園	変更前	緑区鳴海町字神ノ倉、字熊ノ前	第 3 附図
	変更後	緑区鳴海町字神ノ倉、熊の前二丁目	
明 徳 公 園	変更前	名東区石が根町、猪高町大字猪子石 字鱸廻間、大字藤森字香流、字森	第 4 附図
	変更後	名東区石が根町、猪高町大字猪子石 字鱸廻間、大字藤森字香流、字森	
相 生 山 緑 地	変更前	天白区菅田三丁目、天白町大字野並 字稻田、山根町	第 5 附図
	変更後	天白区菅田三丁目、天白町大字野並 字相生、字稻田、字上新田、山根町	
荒 池 緑 地	変更前	天白区天白町大字平針字荒池下、字 大堤下、字大根ヶ越、字黒石	第 6 附図
	変更後	天白区荒池一丁目、天白町大字平針 字荒池下、字大堤下、字大根ヶ越、 字黒石、字奴女里川、鳴海町字広湫	

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

第 1 附 図

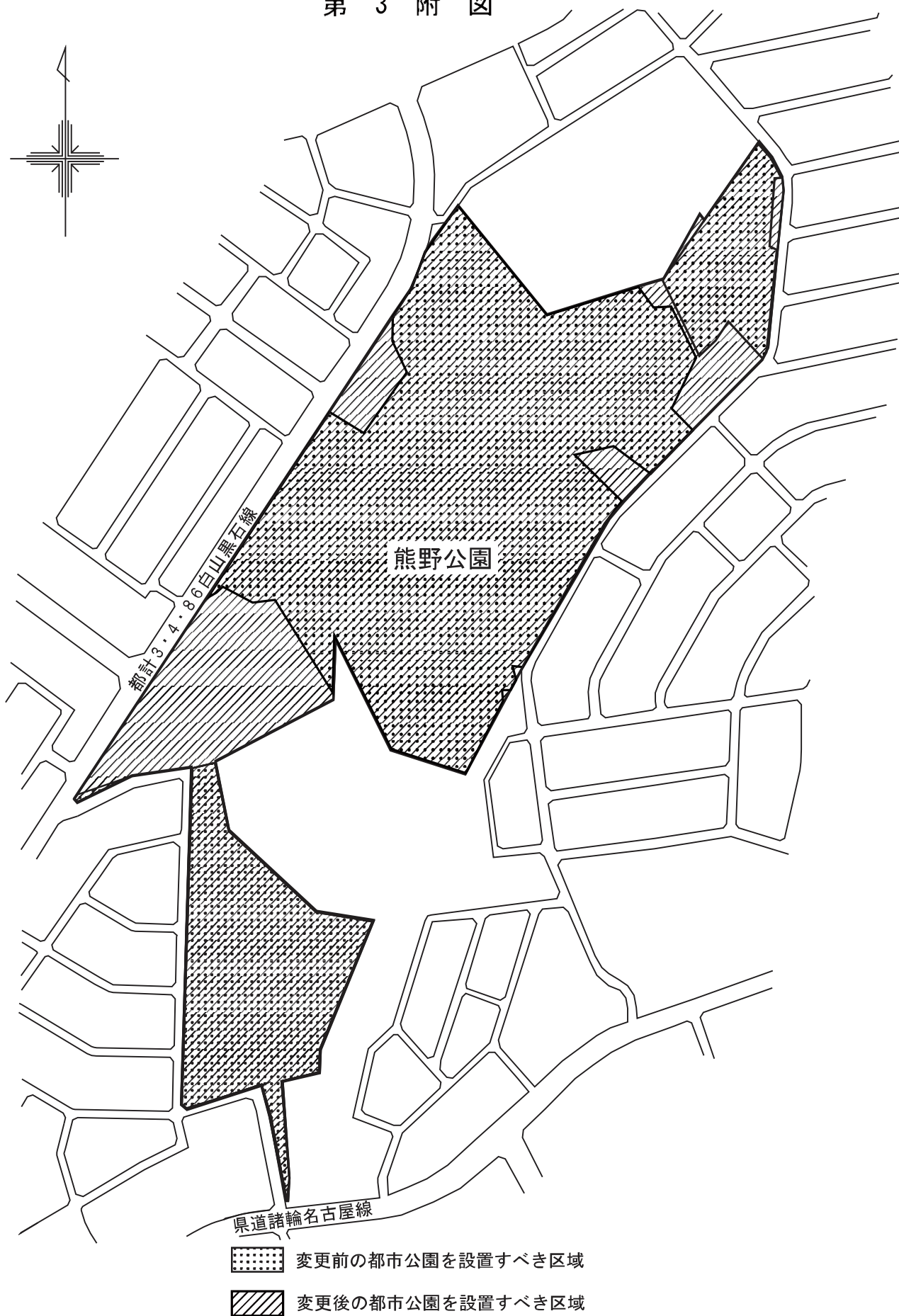


第 2 附 図

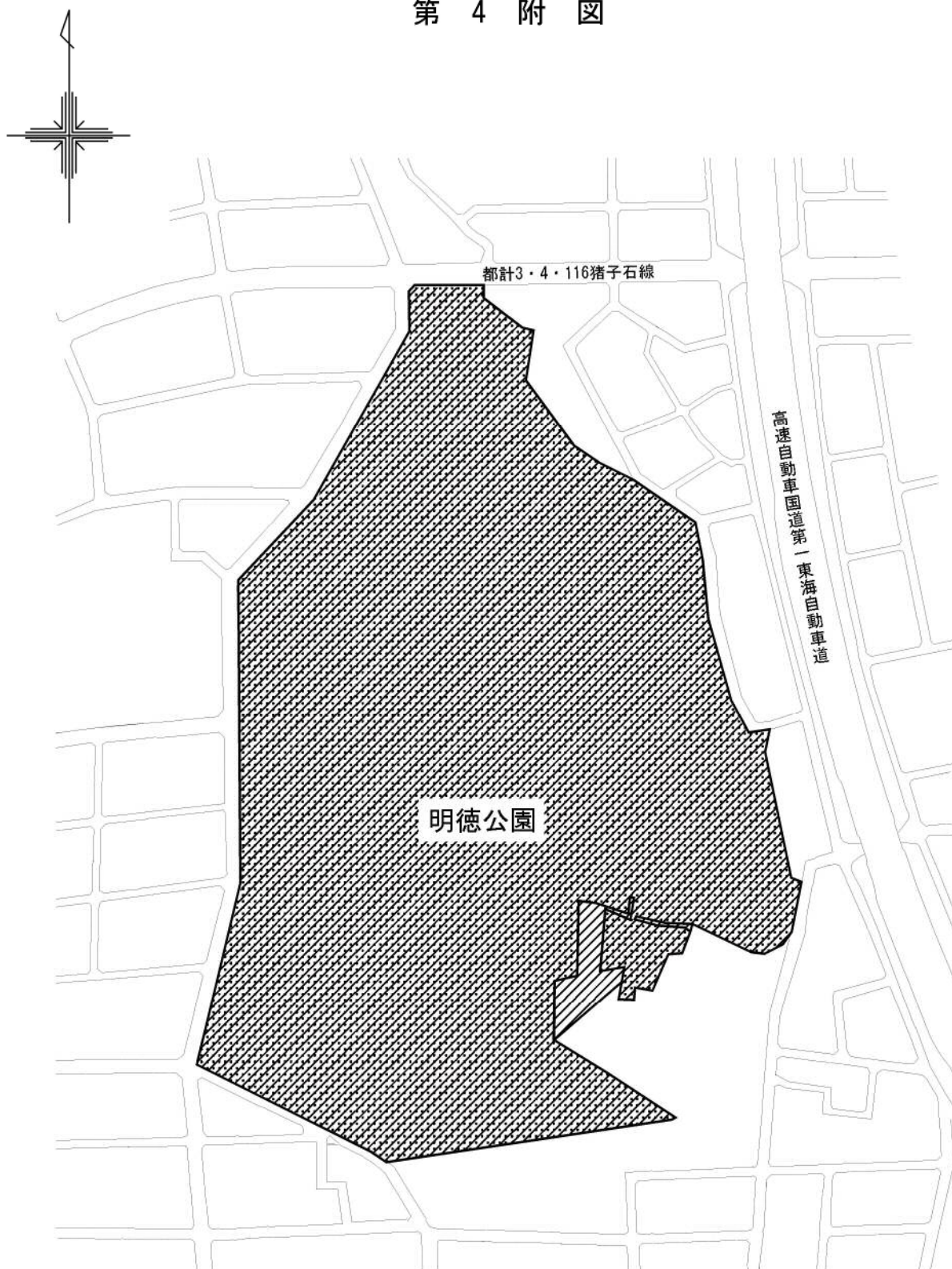


-  変更前の都市公園を設置すべき区域
-  変更後の都市公園を設置すべき区域

第 3 附 図



第 4 附 図

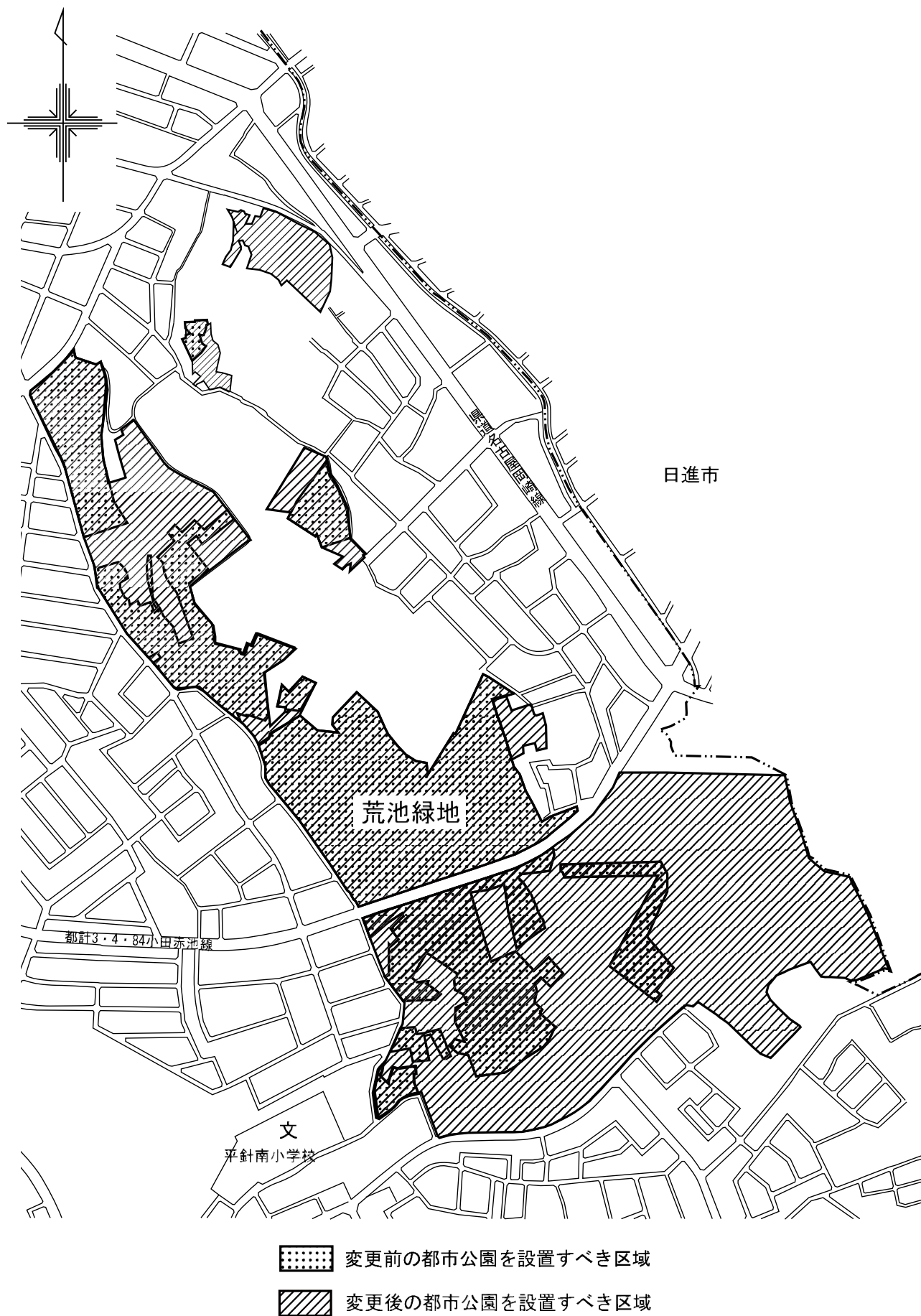


-  変更前の都市公園を設置すべき区域
-  変更後の都市公園を設置すべき区域



-  変更前の都市公園を設置すべき区域
 変更後の都市公園を設置すべき区域
 都市公園の区域

第 6 附 図



名古屋市告示第 179号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
大鹿耳鼻咽喉科	名古屋市千種区自由ヶ丘 3丁目 2番 27号	令和 2年11月 1日
てしがわらファミリークリニック	名古屋市昭和区阿由知通 1丁目 3番 地の 4	令和 3年 2月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
オレンジ歯科	名古屋市東区泉一丁目17番 3号	令和元年10月 1日

名古屋イースト歯科・矯正歯科	名古屋市名東区明が丘 124番地の 1	令和 3年 1月 1日
----------------	---------------------	-------------

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
明日香在宅薬局	名古屋市西区堀越二丁目 9番16号	令和 3年 3月 1日
ウエルシア薬局名古屋法華西町店	名古屋市中川区法華西町 1丁目 5番地	令和 3年 3月 1日
だいたい薬局メイトゥ	名古屋市名東区上社四丁目 159番地	令和 3年 2月 1日
サンドラッグ植田一本松薬局	名古屋市天白区一本松二丁目 607番地	令和 3年 2月 1日
元八事薬局	名古屋市天白区元八事一丁目 134番地	令和 3年 3月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
リハビリ訪問看護ステーションはなのき春岡	名古屋市千種区春岡二丁目 3番18号	令和 3年 2月 1日
訪問看護ステーションななみ	名古屋市北区楠味鋤三丁目 403番地の 1	令和 3年 2月 1日
訪問看護ステーション和ごころ	名古屋市北区黒川本通 4丁目35番地の 2	令和 2年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 180号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 薬局

医 療 機 関 名	あおぞら薬局	
所 在 地	旧	名古屋市西区浅間二丁目 7番18号
	新	名古屋市西区名駅二丁目 8番22号ー 1
変 更 年 月 日	令和 3年 3月 8日	

医 療 機 関 名	旧	セントラル薬局
	新	リリーフ薬局名駅店
所 在 地	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	
変 更 年 月 日	令和 3年 2月 1日	

医 療 機 関 名	吹上調剤薬局	
所 在 地	旧	名古屋市昭和区吹上町 2丁目27番地の 3

	新	名古屋市昭和区吹上町 2丁目14番地
変 更 年 月 日		令和 3年 2月 1日

医 療 機 関 名		日本調剤みなと薬局
所 在 地	旧	名古屋市港区港明一丁目10番17号
	新	名古屋市港区港明一丁目10番15号
変 更 年 月 日		令和 3年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 181号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
大鹿耳鼻咽喉科	名古屋市千種区自由ヶ丘 3丁目 2番 27号	令和 2年11月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
あけぼの歯科	名古屋市昭和区曙町 3丁目 7番地	令和 3年 3月 1日
今峰歯科医院	名古屋市瑞穂区新開町28番26号	令和 2年 6月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
フォレスト調剤薬局上社店	名古屋市名東区上社四丁目 159番地	令和 3年 2月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーションななみ	名古屋市熱田区花町 2番 2号	令和 3年 2月 1日
リハビリ訪問看護ステーションはなのき藤が丘	名古屋市名東区藤が丘 128番地	令和 3年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 182号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
稲葉内科循環器内科クリニック	名古屋市中区栄五丁目 9番12号	令和 3年 3月 1日

2 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ぬくケアちくさ訪問看護	名古屋市千種区今池三丁目13番10号	令和 3年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 183号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 薬局

医 療 機 関 名	旧	マイスター薬局いだか店
	新	おだいじに薬局猪高店
所 在 地	名古屋市名東区極楽二丁目19番地	
変 更 年 月 日	令和 3年 2月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 184号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
丸の内クリニック	名古屋市中区丸の内一丁目 5番15号	令和 3年 1月30日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
名古屋イースト歯科・矯正歯科	名古屋市名東区明が丘 124番地の 1	令和 3年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 185号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
ライフスタイル治 療院	名古屋市東区東桜一丁目10番29号	令和 3年 2月 9日
近藤 隆文		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

ライフスタイル治療院	名古屋市東区東桜一丁目10番29号	令和 3年 2月 9日
近藤 隆文		
KE i ROW名古屋南ステーション	名古屋市南区鳥栖一丁目 1番19号	令和 3年 2月19日
木村 有希		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 186号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 はり・きゅう

施 術 者 名	森村 一夫
施 術 所 名	旧 訪問鍼灸マッサージところ大曽根治療院
	新 訪問鍼灸マッサージところ名古屋治療院
所 在 地	旧 名古屋市北区大曽根四丁目20番38号
	新 名古屋市中村区名駅四丁目22番17号
変 更 年 月 日	平成31年 3月 1日

施 術 者 名	手嶋 一雅
施 術 所 名	旧 みやび鍼灸院
	新 てのん鍼灸院
所 在 地	名古屋市中区丸の内二丁目11番23号

変 更 年 月 日	令和 3年 2月 1日
-----------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 187号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
さくら治療院	岐阜県瑞穂市別府1102－ 3	令和 3年 3月 1日
干場 政信		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 188号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画墓園事業第 2号勅使ヶ池墓園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 2号勅使ヶ池墓園

名古屋市緑区鳴海町字鏡田、字笹塚、字諸ノ木及び大清水地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 189号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画墓園事業第 2号勅使ヶ池墓園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 3年 3月26日から令和10年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 190号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 6・5・1号瑞穂公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 6・5・1号瑞穂公園

名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目及び 4丁目、豊岡通 3丁目、萩山町 3丁目及び 4丁目、瑞穂町字下内田、師長町並びに山下通 5丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 191号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 6・5・1号瑞穂公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 3年 3月26日から令和 8年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 192号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第 534号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市瑞穂区須田町 209番 5の一部及び二野町 202番 2の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 193号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第 586号により指定した要措置区域の全てを解除します。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市千種区不老町 1番の一部及び四谷通 1番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 194号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第 587号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市千種区不老町 1番の一部及び四谷通 1番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤含有量基準）

砒^ひ素及びその化合物（土壤含有量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 195号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、平成31年名古屋市告示第 195号により指定した措置管理区域の一部を解除します。

なお、同告示により指定した措置管理区域は、令和元年名古屋市告示第29号及び本告示により、その全てを解除します。

令和 3年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市千種区四谷通 1番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 196 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 3 年 3 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市堀田コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区新開町23番10号 堀田学区連絡協議会 会長 山 田 明

2 指定の期間 各施設の供用開始日から令和10年 3 月31日まで

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課

名古屋市告示第197号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和3年3月19日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和3年3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和2年度名古屋市一般会計補正予算（第16号）
- 2 令和2年度名古屋市基金特別会計補正予算（第7号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和２年度名古屋市一般会計補正予算（第16号）

令和２年度名古屋市一般会計の補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,588,026,693千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 繰 入 金		27,518,365	388,630	27,906,995
	1 他 会 計 繰 入 金	27,518,365	388,630	27,906,995
歳 入	合 計	1,587,638,063	388,630	1,588,026,693

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健 康 福 祉 費		359,874,037	388,630	360,262,667
	7 公 衆 衛 生 費	38,316,202	388,630	38,704,832
歳 出	合 計	1,587,638,063	388,630	1,588,026,693

第 2 表 債務負担行為補正

事	項	期	間	限	度	額	千円
陽子線がん治療施設の運営		令和13年度			外に消費税及び地方消費税相当額	443,237	

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第７号）

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106,141,022千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
22 財政調整基金収入		5,984,537	388,630	6,373,167
	2 基金積戻金	5,940,808	388,630	6,329,438
歳 入	合 計	105,752,392	388,630	106,141,022

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
22 財政調整基金		5,984,537	388,630	6,373,167
	1 他会計繰出金	5,940,808	388,630	6,329,438
歳 出	合 計	105,752,392	388,630	106,141,022

名古屋市告示第198号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和3年3月19日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和3年3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和3年度名古屋市一般会計予算
- 2 令和3年度名古屋市国民健康保険特別会計予算
- 3 令和3年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算
- 4 令和3年度名古屋市介護保険特別会計予算
- 5 令和3年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 6 令和3年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算
- 7 令和3年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算
- 8 令和3年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算
- 9 令和3年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算
- 10 令和3年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算
- 11 令和3年度名古屋市用地先行取得特別会計予算
- 12 令和3年度名古屋市公債特別会計予算
- 13 令和3年度名古屋市病院事業会計予算
- 14 令和3年度名古屋市水道事業会計予算
- 15 令和3年度名古屋市工業用水道事業会計予算
- 16 令和3年度名古屋市下水道事業会計予算
- 17 令和3年度名古屋市自動車運送事業会計予算
- 18 令和3年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

19 令和 3 年度名古屋市一般会計補正予算（第 1 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和 3 年度名古屋市一般会計予算

令和 3 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,319,390,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		559,126,001
	1 市 民 税	272,461,000
	2 固 定 資 産 税	205,964,000
	3 軽 自 動 車 税	2,794,000
	4 市 た ば こ 税	15,550,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
	6 事 業 所 税	16,963,000
	7 都 市 計 画 税	45,394,000
2 地 方 譲 与 税		6,135,101
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,197,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,319,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	190,000
	5 特 別 と ん 譲 与 税	395,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	100
	7 石 油 ガ ス 譲 与 税	34,000
3 県 税 交 付 金		80,512,001
	1 利 子 割 交 付 金	309,000
	2 配 当 割 交 付 金	2,301,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,742,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	607,000
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	6,005,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	54,667,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	51,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1

款	項	金 額 千円
	9 環境性能割交付金	1,727,000
	10 軽油引取税交付金	13,103,000
4 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		9,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	9,000
5 地方特例交付金		21,270,000
	1 地方特例交付金	3,130,000
	2 新型コロナウイルス 感染症対策 地方税減収補填 特別交付金	18,140,000
6 地方交付税		8,900,000
	1 地方交付税	8,900,000
7 交通安全対策特別交付金		800,000
	1 交通安全対策特別交付金	800,000
8 使用料及び手数料		41,945,433
	1 使用料	31,532,004
	2 手数料	5,724,695
	3 診療収入	2,455,514
	4 介護収入	1,354,205
	5 支援収入	879,015
9 国庫支出金		226,648,444
	1 負担金	195,414,532
	2 補助金	30,479,275
	3 委託金	754,637
10 県支出金		68,052,994
	1 負担金	47,521,863
	2 補助金	15,733,704
	3 委託金	4,797,427
11 財産収入		6,206,864

款	項	金 額 千円
	1 財 産 運 用 収 入	2, 449, 412
	2 財 産 売 払 収 入	3, 757, 452
12 寄 附 金		654, 732
	1 寄 附 金	654, 732
13 繰 入 金		27, 189, 571
	1 他 会 計 繰 入 金	14, 509, 651
	2 基 金 繰 入 金	12, 679, 920
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		142, 874, 858
	1 延滞金、加算金及び過料	124, 082
	2 預 金 利 子	7, 460
	3 他会計貸付金元利収入	931, 048
	4 貸 付 金 元 利 収 入	98, 322, 346
	5 受 託 事 業 収 入	1, 080, 599
	6 収 益 事 業 収 入	9, 290, 106
	7 雑 入	33, 119, 217
16 市 債		129, 065, 000
	1 市 債	129, 065, 000
歳 入	合 計	1, 319, 390, 000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		1,873,542
	1 議 会 費	1,873,542
2 総 務 費		16,841,072
	1 総 務 管 理 費	5,113,701
	2 財 務 管 理 費	1,465,651
	3 選 挙 費	660,624
	4 統 計 調 査 費	135,337
	5 徴 税 費	8,648,321
	6 防 災 危 機 管 理 費	817,438
3 健 康 福 祉 費		333,495,709
	1 社 会 福 祉 費	105,388,531
	2 老 人 福 祉 費	57,995,204
	3 生 活 保 護 費	86,071,861
	4 国 民 年 金 費	201,300
	5 国 民 健 康 保 険 費	22,774,041
	6 介 護 保 険 費	33,052,897
	7 公 衆 衛 生 費	20,913,413
	8 環 境 衛 生 費	1,859,566
	9 保 健 所 費	5,024,228
	10 衛 生 研 究 所 費	214,668
4 子 ど も 青 少 年 費		164,979,671
	1 子 ど も 青 少 年 費	164,979,671
5 環 境 費		26,760,073
	1 環 境 保 全 費	3,210,036
	2 環 境 事 業 費	23,550,037
6 ス ポ ー ツ 市 民 費		15,721,479

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	1,044,682
	2 区 役 所 費	7,908,258
	3 ス ポ ー ツ 費	6,768,539
7 経 済 費		101,987,179
	1 産 業 費	101,323,727
	2 工 業 研 究 所 費	663,452
8 観 光 文 化 交 流 費		24,570,991
	1 観 光 交 流 費	18,080,534
	2 文 化 交 流 費	5,151,184
	3 名 古 屋 城 費	1,339,273
9 緑 政 土 木 費		69,261,449
	1 土 木 管 理 費	2,447,689
	2 道 路 橋 り よ う 費	21,751,495
	3 街 路 費	6,883,736
	4 治 水 費	15,299,964
	5 緑 政 費	21,986,832
	6 農 政 費	891,733
10 住 宅 都 市 費		40,994,256
	1 都 市 計 画 費	19,203,525
	2 住 宅 費	21,790,731
11 消 防 費		5,757,495
	1 消 防 費	5,757,495
12 教 育 費		62,487,654
	1 教 育 総 務 費	7,413,172
	2 小 学 校 費	15,078,873
	3 中 学 校 費	8,079,327
	4 高 等 学 校 費	1,009,662

款	項	金 額 千円
	5 幼 稚 園 費	211,849
	6 特 別 支 援 学 校 費	966,431
	7 大 学 費	16,283,093
	8 私 学 振 興 費	7,375,259
	9 生 涯 学 習 費	6,069,988
13 職 員 費		276,125,217
	1 議 会 職 員 費	450,330
	2 総 務 職 員 費	18,278,044
	3 財 政 職 員 費	7,639,510
	4 防 災 危 機 管 理 職 員 費	550,484
	5 健 康 福 祉 職 員 費	23,913,985
	6 子 ど も 青 少 年 職 員 費	22,704,526
	7 環 境 職 員 費	14,213,556
	8 ス ポ ー ツ 市 民 職 員 費	13,722,855
	9 経 済 職 員 費	1,984,497
	10 観 光 文 化 交 流 職 員 費	1,442,886
	11 緑 政 土 木 職 員 費	11,354,963
	12 住 宅 都 市 職 員 費	6,742,258
	13 消 防 職 員 費	23,018,328
	14 教 育 職 員 費	130,108,995
14 公 債 費		130,100,425
	1 公 債 費	130,100,425
15 諸 支 出 金		48,333,788
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金	48,333,788
16 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		1,319,390,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
9 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	30,000
	2 道路橋りよう費	道路・橋りようの整備	800,000
	3 街路費	街路の整備	1,300,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	1,200,000
	5 緑政費	公園の整備	300,000
10 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	100,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
第20回アジア競技大会選手村後利用事業者選定支援等業務負担金	令和 4 年度	35, 000
保険年金システム再構築に向けた調査	令和 4 年度	41, 000
八事福祉会館の移転改築	令和 4 年度	140, 000
きよすみ荘の空調設備等改修工事	令和 4 年度	182, 000
鯉城学園の空調設備改修工事	令和 4 年度	74, 000
植田寮の改築	令和 4 年度	240, 000
陽子線がん治療施設に係る割賦金	令和 4 年度 から 令和12年度 まで	6, 000, 000
旧衛生研究所の解体工事	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	843, 000
千種保健センター解体工事の設計	令和 4 年度	1, 000
千種保健センター仮設庁舎の賃借	令和 4 年度 から 令和10年度 まで	543, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
環境学習センターの空調設備改修工事	令和 4 年度	14, 000
可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラスチック製容器包装）の収集委託	令和 4 年度 から 令和 8 年度 まで	9, 756, 000
資源（空きびん）の収集委託	令和 4 年度 から 令和 8 年度 まで	150, 000
南陽工場の焼却設備更新等工事	令和 4 年度 から 令和 8 年度 まで	41, 100, 000
愛岐処分場機械操作棟等の改築	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	471, 000
愛岐処分場機械操作棟改築の工事監理委託	令和 4 年度	3, 000
なごや人権啓発センターの空調設備改修工事	令和 4 年度	14, 000
消費生活センターの空調設備改修工事	令和 4 年度	27, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
千種区役所解体工事の設計	令和 4 年度	5, 000
千種区役所仮設庁舎の賃借	令和 4 年度 から 令和10年度 まで	1, 457, 000
旧西区役所等の解体工事	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	600, 000
中村区役所等複合庁舎周辺道路の無電柱化工事	令和 4 年度	327, 000
区役所支所の非常用発電機整備	令和 4 年度	344, 000
平子コミュニティセンターの建設	令和 4 年度	110, 000
山田地区会館の空調設備改修工事	令和 4 年度	23, 000
総合体育館第 2 競技場のトイレ改修工事	令和 4 年度	157, 000
総合体育館第 2 競技場の天井等落下防止対策工事	令和 4 年度	352, 000
枇杷島スポーツセンターの電気設備改修工事	令和 4 年度	173, 000
千種スポーツセンターのトイレ改修工事	令和 4 年度	164, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
千種スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	令和４年度	544,000
東スポーツセンター歩行者連絡通路の天井等落下防止対策工事	令和４年度	29,000
港サッカー場のエレベーター更新工事	令和４年度	61,000
黒川スポーツトレーニングセンターの中央監視装置等更新工事	令和４年度	71,000
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金の貸付利率の引き下げ	令和４年度 から 令和13年度 まで	1,335,000
青少年文化センターのエレベーター更新工事	令和４年度	13,000
西文化小劇場の舞台照明設備改修工事	令和４年度	48,000
港文化小劇場の舞台照明設備改修工事	令和４年度	41,000
守山文化小劇場の天井等落下防止対策工事	令和４年度	106,000
東文化小劇場等歩行者連絡通路の天井等落下防止対策工事	令和４年度	25,000
久田良木川排水機場の排水樋門更新工事	令和４年度 から 令和５年度 まで	478,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
舗装道の補修	令和 4 年度	800,000
道路照明の賃借	令和 4 年度 から 令和13年度 まで	514,000
街路樹の維持管理	令和 4 年度	50,000
側溝改良	令和 4 年度	130,000
堀留橋の耐震補強	令和 4 年度	60,000
新平田橋の耐震補強	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	100,000
本宮新橋の改築	令和 4 年度	105,000
交通安全施設の整備	令和 4 年度	260,000
市道小幡西山線の改修	令和 4 年度	150,000
小栗橋の改築	令和 4 年度	70,000
排水施設整備	令和 4 年度	200,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
堀川の整備	令和 4 年度	400, 000
東山動植物園動物病院の改築	令和 4 年度	501, 000
東山動植物園花と緑のふれあいゾーンの整備	令和 4 年度	213, 000
東スポーツセンター等複合施設歩行者連絡通路の天井等落下防止対策工事	令和 4 年度	204, 000
国際展示場歩行者連絡通路の整備	令和 4 年度	774, 000
市営住宅の建設	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	2, 158, 000
中消防署の空調設備改修工事	令和 4 年度	138, 000
指令管制システム更新事業者選定支援業務委託	令和 4 年度	10, 000
小学校校舎等のリニューアル改修工事	令和 4 年度	35, 000
中学校の空調設備改修工事	令和 4 年度	900, 000
東図書館歩行者連絡通路の天井等落下防止対策工事	令和 4 年度	6, 000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (令和2年第1号議決)	令和2年度から 令和5年度まで	6,500,000 外に利息相当額	令和3年度から 令和4年度まで	4,100,000 外に利息相当額
愛岐処分場浸出水処理施設の改築 (令和2年第1号議決)	令和3年度から 令和4年度まで	2,640,000	令和4年度から 令和5年度まで	2,286,000
千種区役所改築基本計画の策定等 (令和2年第68号議決)	令和2年度から 令和4年度まで	67,600	令和4年度	31,000
大曾根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (令和2年第1号議決)	令和2年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 499千円を限度として補償する。	令和3年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 447千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (令和2年第1号議決)	令和2年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,017,784千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和3年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 662,388千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (令和2年第1号議決)	令和2年度から 令和23年度まで	272,271,000 外に利息相当額	令和3年度から 令和24年度まで	270,384,000 外に利息相当額

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (令和2年第1号議決)	令和2年度 から 令和22年度 まで	44,225,000	令和3年度 から 令和23年度 まで	37,430,000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (令和2年第1号議決)	令和2年度 から 令和9年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,765,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和3年度 から 令和10年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,595,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備費	522,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
防災施設整備費	122,000			
社会福祉施設整備費	447,000			
老人福祉施設整備費	697,000			
生活保護施設整備費	424,000			
保健所整備費	395,000			
子ども青少年施設整備費	527,000			
環境保全施設整備費	5,000			
廃棄物処理施設整備費	1,689,000			
市民活動施設整備費	40,000			
区役所整備費	2,111,000			
地域振興施設整備費	338,000			
スポーツ施設整備費	1,698,000			
産業施設整備費	154,000			
工業研究所整備費	287,000			
観光交流施設整備費	10,042,000			
文化交流施設整備費	1,353,000			
名古屋城整備費	91,000			
公共土木事業費	28,722,000			
公園緑地整備費	10,250,000			
農業振興施設整備費	144,000			
住宅建設費	2,707,000			
消防施設整備費	1,069,000			
教育センター整備費	756,000			
野外教育センター整備費	2,000			
義務教育施設整備費	2,506,000			
高等学校整備費	21,000			
幼稚園整備費	32,000			
特別支援学校整備費	72,000			
生涯学習施設整備費	640,000			
高速道路建設資金貸付金	1,505,000			
高速道路事業出資金	580,000			
市立大学施設整備補助金	755,000			
市立大学施設整備資金貸付金	5,149,000			
高速度鉄道事業補助金	178,000			
高速度鉄道事業出資金	2,435,000			
臨時財政対策債	45,000,000			
調整債	5,600,000			
計	129,065,000			

令和 3 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 199,814,527 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国 民 健 康 保 険 収 入		177,040,485
	1 保 険 料	42,098,763
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	1,590
	4 県 支 出 金	134,460,812
	5 諸 収 入	479,319
2 繰 入 金		22,774,041
	1 他 会 計 繰 入 金	22,774,041
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		199,814,527

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国 民 健 康 保 険 費		199,794,527
	1 事 業 費	199,794,527
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		199,814,527

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
保険年金システム再構築に向けた調査	令和 4 年度	39,000

令和 3 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

令和 3 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 59,673,334 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		30,530,456
	1 保 険 料	29,558,400
	2 手 数 料	1
	3 諸 収 入	972,055
2 繰 入 金		29,142,877
	1 他 会 計 繰 入 金	29,142,877
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		59,673,334

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		59,653,334
	1 事 業 費	59,653,334
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		59,673,334

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
保険年金システム再構築に向けた調査	令和 4 年度	19,000

令和 3 年度名古屋市介護保険特別会計予算

令和 3 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 207,284,116 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介護保険収入		171,705,851
	1 保険料	43,186,807
	2 手数料	24,798
	3 国庫支出金	46,996,444
	4 支払基金交付金	53,087,405
	5 県支出金	28,356,128
	6 財産収入	362
	7 諸収入	53,907
2 繰入金		33,947,023
	1 他会計繰入金	33,052,897
	2 基金繰入金	894,126
3 繰越金		1,631,242
	1 繰越金	1,631,242
歳 入 合 計		207,284,116

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介護保険費		207,264,116
	1 事業費	205,632,513
	2 基金積立金	1,631,603
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		207,284,116

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定調査の委託	令和 4 年度 から 令和 8 年度 まで	1,628,000
介護保険事業所の指定及び指導事務委託	令和 4 年度 から 令和 8 年度 まで	492,000

令和3年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計予算

令和3年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,174,259千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		874,259
	1 事 業 収 入	874,259
2 繰 越 金		300,000
	1 繰 越 金	300,000
歳 入	合 計	1,174,259

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付		1,174,259
	1 事 業 費	1,174,259
歳 出	合 計	1,174,259

令和 3 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

令和 3 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,466,957 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		3,626,025
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,599,541
	2 財 産 収 入	10
	3 繰 入 金	37,527
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	446,946
	6 市 債	542,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,840,932
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	441,487
	2 財 産 収 入	478
	3 繰 入 金	2,344,496
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	877,470
	6 市 債	177,000
歳 入	合 計	7,466,957

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		3,626,025
	1 事 業 費	2,114,956
	2 整 備 費	557,576
	3 他 会 計 繰 出 金	953,393
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,840,932
	1 市 場 費	1,960,331
	2 と 畜 場 費	950,744
	3 他 会 計 繰 出 金	929,757
	4 予 備 費	100
歳 出	合 計	7,466,957

第 2 表 債務負担行為

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償（令和 2 年第 6 号議決）	令和 2 年度 から 令和 5 年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和 3 年度 から 令和 6 年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	542,000 177,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	719,000			

令和 3 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

令和 3 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 641,310 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業収入		100,209
	1 財 産 収 入	9
	2 寄 附 金	100,000
	3 諸 収 入	200
2 繰 入 金		215,101
	1 他 会 計 繰 入 金	193,977
	2 基 金 繰 入 金	21,124
3 市 債		326,000
	1 市 債	326,000
歳 入 合 計		641,310

歳 出

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業費		641,310
	1 事 業 費	509,288
	2 他 会 計 繰 出 金	32,013
	3 基 金 積 立 金	100,009
歳 出 合 計		641,310

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
名古屋城天守閣事業費	326,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 3 年度名古屋市土地区画整理組合 貸 付 金 特 別 会 計 予 算

令和 3 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 805,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事業収入		800,000
	1 貸付金収入	800,000
2 市債		5,000
	1 市債	5,000
歳入合計		805,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		805,000
	1 事業費	10,000
	2 他会計繰出金	795,000
歳出合計		805,000

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	5,000	普通貸借	無 利 子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

令和 3 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

令和 3 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 300,598 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		18,333
	1 国庫支出金	1,333
	2 諸収入	17,000
2 繰入金		282,265
	1 他会計繰入金	282,265
歳入合計		300,598

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		300,598
	1 事業費	80,631
	2 他会計繰出金	219,967
歳出合計		300,598

令和 3 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

令和 3 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,894,688 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

- 第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		145,003
	1 使 用 料	145,003
2 公 園 整 備 事 業 収 入		1,749,685
	1 他 会 計 繰 入 金	546,685
	2 市 債	1,203,000
歳 入	合 計	1,894,688

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		145,003
	1 事 業 費	13,655
	2 他 会 計 繰 出 金	131,348
2 公 園 整 備 事 業 費		1,749,685
	1 事 業 費	1,614,009
	2 他 会 計 繰 出 金	135,676
歳 出	合 計	1,894,688

第 2 表 債務負担行為

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成23年第10号議決)	平成24年度 から 令和 3 年度 まで	599,514 外に利息等相当額	令和 4 年度	34,416 外に利息等相当額

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	1,203,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 3 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

令和 3 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,765,894 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		9,148,700
	1 繰 入 金	31,187
	2 振 替 収 入	8,288,513
	3 市 債	829,000
2 都市開発用地取得資金収入		7,617,193
	1 繰 入 金	443,652
	2 振 替 収 入	6,173,541
	3 市 債	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	16,765,894

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		9,148,501
	1 取 得 費	834,729
	2 他 会 計 繰 出 金	8,313,772
2 都市開発用地取得費		7,617,193
	1 取 得 費	1,004,000
	2 他 会 計 繰 出 金	6,613,193
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	16,765,894

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	829,000 1,000,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,829,000			

令和 3 年度名古屋市公債特別会計予算

令和 3 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 487,688,023 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		237,574,000
	1 公 債	237,574,000
2 財 産 収 入		459,484
	1 財 産 運 用 収 入	459,484
3 繰 入 金		249,624,537
	1 他 会 計 繰 入 金	215,789,697
	2 基 金 繰 入 金	33,834,840
4 繰 越 金		30,000
	1 繰 越 金	30,000
5 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入	合 計	487,688,023

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		171,714,000
	1 起 債 額 繰 出	171,714,000
2 公 債 費		315,974,023
	1 公 債 償 還 金	267,546,465
	2 公 債 事 務 費	937,474
	3 基 金 積 立 金	47,490,084
歳 出	合 計	487,688,023

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	65,860,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

令和3年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画

	年間入院患者数	年間外来患者数
緑市民病院	67,525 人 (1 日 185 人)	79,380 人 (1 日 270 人)

(2) 主要な建設改良事業 病院情報システム整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業収益		42,724,412
第1項 医業収益		10,408
第2項 医業外収益		365,521
第3項 特別利益		42,348,483
支 出		千円
第1款 病院事業費		52,821,266
第1項 医業費用		527,471
第2項 医業外費用		14,587
第3項 特別損失		52,279,208

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額74,958千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	206,245
第1項	企業債	100,000
第2項	一般会計補助金	101,243
第3項	基金収入	2
第4項	その他資本収入	5,000

支 出		千円
第1款	資本的支出	281,203
第1項	建設改良費	100,000
第2項	償還金	176,201
第3項	投資	5,002

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限度額	100,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融

資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(他会計からの負担金)

第7条 救急医療経費にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、3,088千円である。

(他会計からの補助金)

第8条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、209,496千円及び101,243千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	
(1) 取得する資産	医療機械器具	病院情報システム	1 式	
(2) 処分する資産	種 類	名 称	数 量	処分の態様
	土 地	東部医療センター用地 (名古屋市千種区若水一丁目 201 番)	27,609.31 平方メートル	出資
		西部医療センター用地 (名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番 1 始め 7 筆)	27,652.24 平方メートル	出資
	建 物	東部医療センター (名古屋市千種区若水一丁目 2 番 23 号)	1 式	出資
		西部医療センター (名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番地の 1)	1 式	出資
	医療機械器具	診療備品等	1 式	譲渡

令和3年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 275,940,000 立方メートル
(1日 756,000 立方メートル)
給水戸数 1,359,000 戸
- (2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	水道事業収益	51,828,545
第1項	営業収益	50,487,632
第2項	営業外収益	1,280,913
第3項	特別利益	60,000

支 出

千円

第1款	水道経営費	51,753,545
第1項	営業費用	45,036,400
第2項	営業外費用	6,657,145
第3項	特別損失	50,000
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,852,915千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	6,066,465
第1項	企業債	3,500,000
第2項	出資金	86,000
第3項	他会計貸付金返還金	136,755
第4項	基金収入	1,099
第5項	基金繰入金	401,083
第6項	その他資本収入	1,941,528

支 出		千円
第1款	資本的支出	28,919,380
第1項	建設改良費	22,095,052
第2項	償還金	6,823,229
第3項	投資	1,099

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	令和4年度から令和9年度まで	25,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	水道基幹施設整備費にあてるため
限 度 額	3,500,000千円

起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,700,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、50,728千円、111,847千円及び68,788千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、86,000千円である。

令和3年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画 給水量 年間 23,250,500 立方メートル
(1日 63,700 立方メートル)
事業所数 112 カ所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	工業用水道事業収益	1,057,946
第1項	営業収益	932,685
第2項	営業外収益	124,761
第3項	特別利益	500

支 出

千円

第1款	工業用水道経営費	1,047,946
第1項	営業費用	962,032
第2項	営業外費用	84,414
第3項	特別損失	500
第4項	予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額706,012千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	13,126
第1項	出 資 金	2,126
第2項	そ の 他 資 本 収 入	11,000

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	719,138
第1項	建 設 改 良 費	582,383
第2項	他会計借入金返還金	136,755

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	令和4年度	200,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、200 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,126 千円である。

令和 3 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,134 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)
 処理水量 年間436,905,000 立方メートル
 (1日 1,197,000 立方メートル)
 水洗便所の改造 700 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	下水道事業収益	77,820,384
第 1 項	営業収益	70,696,343
第 2 項	営業外収益	7,119,041
第 3 項	特別利益	5,000
支 出		千円
第 1 款	下水道経営費	76,562,384
第 1 項	営業費用	68,601,349
第 2 項	営業外費用	7,921,035
第 3 項	特別損失	30,000
第 4 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 39,852,267 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額 3,677 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	30,478,315
第1項	企業債	20,500,000
第2項	国庫補助金	8,500,000
第3項	その他資本収入	1,461,098
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	17,217

支 出		千円
第1款	資本的支出	70,326,905
第1項	建設改良費	41,271,837
第2項	償還金	29,041,528
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	13,540

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設	令和4年度から令和7年度まで	40,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため
限 度 額	20,507,000 千円

	下 水 道 事 業 建 設 費	20,500,000 千円
	水 洗 便 所 改 造 資 金 貸 付 金	7,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,900,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、31,022,021 千円、3,538,165 千円、98,111 千円、94,728 千円、30,000 千円、17,000 千円及び 67,620 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,165 千円である。

令和3年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 最多運転車両数 1日 907 両
 運 転 キ ロ 年間 36,171,500 キロメートル
 (1日 99,100 キロメートル)
 乗 車 人 員 年間 113,442,000 人
 (1日 310,800 人)
- (2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	自動車運送事業収益	25,781,905
第1項	営 業 収 益	20,362,510
第2項	営 業 外 収 益	5,419,395

支 出

千円

第1款	自動車運送事業費	26,671,924
第1項	営 業 費 用	25,890,671
第2項	営 業 外 費 用	265,660
第3項	特 別 損 失	505,593
第4項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,190,215千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	2,147,102
第1項	企業債	1,887,000
第2項	出資金	200,000
第3項	その他資本収入	60,102
支 出		千円
第1款	資本的支出	4,337,317
第1項	建設改良費	1,986,607
第2項	企業債償還金	1,540,710
第3項	借入金返還金	800,000
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
本郷バスターミナル の改修	令和4年度	142,000千円
制服のリニューアル	令和4年度	219,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限 度 額	1,887,000千円

起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、115,869千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,016,145千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,405,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、409,759千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、144,452千円である。

5 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、131,936 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、200,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、1,900,000 千円と定める。

令和3年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|------------------|
| (1) 経営計画 | 最多運転車両数 | 1日 | 680両(117編成) |
| | 運転キロ | 年間 | 69,094,500キロメートル |
| | | (1日) | 189,300キロメートル |
| | 乗車人員 | 年間 | 421,538,500人 |
| | | (1日) | 1,154,900人 |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両購入及び駅施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費4,588,223千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分)1,596,000千円を借り入れる。

収 入

千円

第1款	高速度鉄道事業収益	87,922,769
第1項	営業収益	80,194,383
第2項	営業外収益	7,728,386

支 出

千円

第1款	高速度鉄道事業費	84,494,981
第1項	営業費用	75,481,453
第2項	営業外費用	8,504,238

	千円
第 3 項 特 別 損 失	499,290
第 4 項 予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 1,247,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 34,043,886 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

	収 入	千円
第 1 款 資 本 的 収 入		15,684,926
第 1 項 企 業 債		10,977,000
第 2 項 出 資 金		2,435,000
第 3 項 貸 付 金 返 還 金		400,000
第 4 項 一 般 会 計 補 助 金		1,215,732
第 5 項 国 庫 補 助 金		160,366
第 6 項 県 補 助 金		30,000
第 7 項 そ の 他 資 本 収 入		466,828

	支 出	千円
第 1 款 資 本 的 支 出		48,481,812
第 1 項 建 設 改 良 費		13,185,145
第 2 項 企 業 債 償 還 金		35,086,667
第 3 項 出 資 金		200,000
第 4 項 予 備 費		10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	令和4年度から令和6年度まで	10,000,000 千円
廃棄物の処理委託	令和4年度	22,000 千円
制服のリニューアル	令和4年度	424,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてるため		
限度額	12,573,000 千円		
	高速度鉄道事業建設改良費	9,730,000 千円	
	高速度鉄道事業特例債	1,247,000 千円	
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	1,596,000 千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、44,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、209,093 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,924,000 千円及び 38,597 千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、830,603 千円である。

3 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、84,639 千円である。

4 高速度鉄道事業特別減収対策企業債の利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、8,000 千円である。

5 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,355,963 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,435,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

令和３年度名古屋市一般会計補正予算（第１号）

令和３年度名古屋市一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,319,505,919千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 繰 入 金		27,189,571	115,919	27,305,490
	2 基 金 繰 入 金	12,679,920	115,919	12,795,839
歳 入	合 計	1,319,390,000	115,919	1,319,505,919

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 職 員 費		276,125,217	115,919	276,241,136
	5 健 康 福 祉 職 員 費	23,913,985	115,919	24,029,904
歳 出	合 計	1,319,390,000	115,919	1,319,505,919

名古屋市会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 22 日

名古屋市会議長 中 里 高 之

名古屋市会規則第 1 号

名古屋市会会議規則の一部を改正する規則

名古屋市会会議規則（昭和24年名古屋市会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「出産」の次に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合において、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第4号

教育委員会定例会の開催について

令和3年3月26日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和3年3月22日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について

名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について

名古屋市図書館館則等の一部を改正する規則案について

名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について

教職員の懲戒処分等について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 24 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 4 号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項を次のように改める。

- 2 条例第 2 条第 3 項の規定に基づき、人事委員会が定める勤務時間の割振りは、別表第 1 の勤務区分欄の A の区分に定める勤務時間の割振りの間において 1 日 7 時間 45 分（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、別表第 2 の勤務区分欄の A の区分に定める勤務時間の割振りの間において 1 日 6 時間）とする。

第 1 条第 3 項中「次に掲げる事由に該当する職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「職員」に、「別表」を「別表第 1 の勤務区分欄の D から G までの区分」に改め、「できる。」の次に「この場合において、次に掲げる事由に

該当する職員については、同表の勤務区分欄のB、C又はHからKまでの区分に定める勤務時間の割振りの間において1日7時間45分とすることができる。」を加える。

第1条第4項を次のように改める。

- 4 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「別表第1」とあるのは「別表第2」と、「7時間45分」とあるのは「6時間」とする。

第8条第2項中「条例第14条第1号」の次に「及び第6号」を加え、「、同条第6号に規定する特別休暇の期間は1日単位に」を削る。

別表を次のように改める。

別表第 1

勤務区分	勤務時間の割振り
A	午前 8 時45分から午後 5 時30分まで
B	午前 8 時45分から午後 5 時15分まで
C	午前 9 時から午後 5 時30分まで
D	午前 7 時45分から午後 4 時30分まで
E	午前 8 時15分から午後 5 時まで
F	午前 9 時15分から午後 6 時まで
G	午前 9 時45分から午後 6 時30分まで
H	午前 7 時45分から午後 4 時15分まで
I	午前 8 時15分から午後 4 時45分まで
J	午前 9 時30分から午後 6 時まで
K	午前10時から午後 6 時30分まで

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2

勤務区分	勤務時間の割振り
A	午前 8 時45分から午後 3 時45分まで
B	午前 8 時45分から午後 3 時30分まで
C	午前 9 時から午後 3 時45分まで
D	午前 7 時45分から午後 2 時45分まで
E	午前 8 時15分から午後 3 時15分まで
F	午前 9 時15分から午後 4 時15分まで
G	午前 9 時45分から午後 4 時45分まで
H	午前 7 時45分から午後 2 時30分まで
I	午前 8 時15分から午後 3 時まで
J	午前 9 時30分から午後 4 時15分まで
K	午前10時から午後 4 時45分まで

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 24 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 5 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表総務局本庁の項中「法制課法規係長 法制課主査 行政改革推進部行政改革推進室行政改革推進係長 行政改革推進部行政改革推進室組織定員係長 行政改革推進部行政改革推進室主査」を「行政部行政改革推進室行政改革推進係長 行政部行政改革推進室組織定員係長 行政部行政改革推進室主査 行政部法制課法規係長 行政部法制課主査」に改め、同表緑政土木局東山総合公園の項中「課長 企画官」を「課長」に改める。

別表第 3 教育委員会関係の表事務局の項中「教務部教職員課管理係長」を「教務部教職員課管理第一係長 教務部教職員課管理第二係長」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 24 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 6 号

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年名古屋市人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県後期高齢者医療広域連合の項中「総務課長 管理課長 給付課長 出納室長 総務課庶務グループリーダー 総務課庶務グループ主査」を「課長 室長 総務課リーダー」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市人事委員会達第 2 号

人事委員会事務局

事務局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成23年名古屋市人事委員会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 24 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（休憩時間の時限） 第 3 条 職員（次項及び第 3 項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、<u>正午から午後 1 時までとする。</u> 2 <u>規則第 1 条第 3 項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。</u> 3 （略）	（休憩時間の時限） 第 3 条 職員（次項及び第 3 項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、<u>別表に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。</u> 2 <u>事務局長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申出を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申出を経て、午前11時30分から午後 2 時までの間において連続して60分（規則第 1 条第 3 項後段の規定の適用を受ける職員にあつては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時 0 分、15分、30分又は45分とする。</u> 3 （略）

別表を次のように改める。

別表

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間の時限
A	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	正午から午後 1 時 まで
B	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	正午から午後 0 時 45分まで
C	午前 9 時から午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
D	午前 7 時45分から 午後 4 時30分まで	正午から午後 1 時 まで
E	午前 8 時15分から 午後 5 時まで	
F	午前 9 時15分から 午後 6 時まで	
G	午前 9 時45分から 午後 6 時30分まで	
H	午前 7 時45分から 午後 4 時15分まで	正午から午後 0 時 45分まで
I	午前 8 時15分から 午後 4 時45分まで	
J	午前 9 時30分から 午後 6 時まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
K	午前10時から午後 6 時30分まで	

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局告示第1号

乗合自動車の運行系統の新設、廃止及び停留所の廃止等について

本市乗合自動車の運行系統の新設、廃止及び停留所の廃止等を次のとおり実施します。

令和3年3月26日

名古屋市交通局長 河野和彦

1 新設系統

系 統 記 号	運 行 区 間
幹本郷1ハ	本郷～高針台中学校～極楽

2 廃止系統

系 統 記 号	運 行 区 間
平針11ハ	地下鉄平針～平針中学校～平針運転免許試験場
平針11ニ	地下鉄平針～平針運転免許試験場～地下鉄徳重
平針11ホ	地下鉄平針～平針運転免許試験場～神の倉
徳重11イ	地下鉄徳重～平針運転免許試験場～地下鉄平針

3 廃止停留所

名 称	位 置		
平針運転免許試験場	<table border="1"> <tr> <td>回転場 乗 降</td><td>天白区平針南三丁目605番地内</td></tr> </table>	回転場 乗 降	天白区平針南三丁目605番地内
回転場 乗 降	天白区平針南三丁目605番地内		

荒江町	北行	中川区荒江町9番地先
	南行	中川区八熊三丁目18番18地先
中切町四丁目	南行	北区成願寺一丁目1番3地先
昭和 문화 小劇場	東行	昭和区川原通八丁目34番地先
地下鉄徳重	南東行	緑区元徳重一丁目404番地先
	北西行	緑区乗鞍二丁目102番地1地先

4 名称変更停留所

現 行	変 更 後
幕 山	おけ はざ ま こ せん じょう こう えん 桶 狭 間 古 戦 場 公 園
名 南 工 高	な ご や こう か こう こう 名 古 屋 工 科 高 校

5 実施時期

令和3年4月3日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局管理規程第 5 号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和 3 2 年名古屋市交通局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 6 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第 3 条営業本部総務部総務課庶務係の項第 5 号中「無料乗車券」を「職務乗車券」に改める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 6 号

交通局次長以下代決規程（昭和 4 0 年名古屋市交通局管理規程第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 6 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第 1 条中「部長」を「部長（参事を含む。以下同じ。）」に、「課長（」を「課長（主幹、」に改める。

第 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、参事及び主幹は、予算執行及び職員の服務に関する事項についての代決権を有しないものとする。

別表第 1 中

「								を	」
8	1 件 3, 000 万円以下の物品の買入れの決定に関するこ と。	5	1 件 900 万円以下の物品の買入れの決定に関するこ と。	1	削除	5	1 件 180 万円以下の物品（物品出納職が別に定める物品を除く。）の買入れの決定に関するこ と。	3	削除

「					
			1 職員（係長以下に限る。）の営利企業への従事等の許可及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関すること。 （総務部長）		
8	1件3,000万円以下の物品の買入れの決定に関すること。	5	1件900万円以下の物品の買入れの決定に関すること。	5	1件180万円以下の物品（物品出納職が別に定める物品を除く。）の買入れの決定に関すること。
				3	削除
」					

改め、同表主管課長の欄第31号中「資産活用課長」を「営業統括部主幹（広告担当）」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第7号

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第14条第5項中「総務局法制課」を「総務局行政部法制課」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 8 号

交通局公務災害等見舞金支給規程（平成 15 年 3 月 31 日名古屋市交通局管理規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 26 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

別記様式を次のように改める。

死亡・障害見舞金支給申請書

(あて先) 交通局長 交通局公務災害等見舞金支給規程に基づき、下記の見舞金の支給を申請します。		申請年月日 年 月 日			
		申請者の住所 氏 名 (死亡職員との続柄)			
申請金額 円		申請事由	☐ 公務 ☐ 通勤	☐ 死亡 ☐ 障害	
1 被災職員に関する事項	(所属)	2 見舞金を受ける遺族	氏 名	続柄	住 所
	(氏名) 年 月 日生				
	(災害発生年月日) 年 月 日				
	(既存又は変更前の障害等級) 第 級				
	(障害等級) 第 級				
	(自賠法適用の有無) 有 ・ 無				
	(特別支給金) 障害・遺族 円				
	(特別援護金) 障害・遺族 円				
	(その他見舞金の調整の対象となる給付) 円				
3 所属長の証明	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所 在 地 所 属 名 称 長の職氏名				
4 添付書類名					
5 申請者が在職する場合の同意事項	公務災害等見舞金は、私が給与の口座振替のために申し出た預金口座（諸手当用。以下「給与口座」という。）に振替えることによりお支払いください。なお、この支払いのために、給与口座の情報を利用することについて、同意します。				

(注意事項)

1 該当する□にレ点を記入すること。

2 「申請金額」の欄には、特別支給金及び特別援護金との調整後の金額を記入すること。

3 申請事由が死亡であるときは、「1 被災職員に関する事項」の欄の「障害等級」の項を記入せず、申請事由が障害であるときは、「死亡職員との続柄」及び「2 見舞金を受ける遺族」の欄を記入しないこと。

4 「既存又は変更前の障害等級」の項には、新たに既存の障害の程度を加重した場合、障害見舞金を受けた者の当該身体障害の程度に変更があった場合、又は障害見舞金を受けた者が同一傷病により死亡した場合に記入すること。

5 「2 見舞金を受ける遺族」の欄の「続柄」の項には、死亡した職員からみた続柄を記入すること。

6 申請者が退職した職員又は職員の遺族の場合は、振込口座を別途申し出ること。

7 この申請書には、地方公務員災害補償基金の公務災害認定通知書、通勤災害認定通知書又は遺族補償若しくは障害補償の決定通知書の写しを添付すること。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第9号

自動車係員服務規程（平成17年5月30日交通局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第1条中「乗合自動車」を「一般乗合旅客自動車及び一般貸切旅客自動車（以下「自動車」という。）」に改める。

第7条第2項第1号中及び第16条から第42条までの規定中「乗合自動車」を「自動車」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 3号

名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

令和 3年 3月23日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 3条第 1項を次のように改める。

業務の性質により規程第 3条から第 5条までの規定によることができない職員（次項の規定により別表第 2に定める者及び第 3項の規定により別に定める者を除く。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別表第 1に定めるとおりとする。

第 3条第 2項中「職員（次項の規定により別に定める者を除く。）」を「再任用短時間勤務職員」に改め、「者の」の次に「1日の勤務時間数、1週間の勤務日数、」を加え、「別表」を「別表第 2」に改める。

第 4条を次のように改める。

（休憩時間の時限）

第 4条 職員（次項及び第 6条に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、正午から午後 1時までとする。ただし、規程第 3条第 4項ただし書及び第 3条第 5項ただし書に規定する職員の休憩時間は、正午から午後 0時45分までとする。

2 前条の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、その者の所属する課又は市立病院の長が定める。

3 前 2項の休憩時間は、その職務の特殊性に基づき、特に必要がある場合には一斉に与えないことができる。

第 5条第 1項中「第 3条第 2項」を「第 3条第 1項及び第 2項」に改め、「いる職員」の次に「又は規程第 4条第 1項ただし書の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員」を加える。

第 5条の次に次の 7条を加える。

(45分休憩特例の適用を受ける職員等)

第 6条 45分休憩特例（始業又は終業の時刻を変更することなく休憩時間を短縮させる勤務時間の特例等をいう。以下同じ。）は、規程第 3条第 6項各号に掲げる事由（以下「申出事由」という。）のいずれかに継続して 1月以上該当し、第10条第 1項の規定による承認を得た職員に適用する。

第 7条 規程第 3条第 6項第 7号の「局長が必要と認める場合」とは、職員が名古屋市病院局安全衛生管理規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第36号）別表に規定するB1又はB2の養護者に指定された場合をいう。

(45分休憩特例の勤務時間の割振り)

第 8条 規程第 3条第 6項及び第 6条の規定の適用を受ける職員の勤務時間の割振りは、午前 8時45分から午後 5時15分まで又は午前 9時から午後 5時30分までに応じた勤務時間の割振りとする。

(45分休憩特例の申請)

第 9条 規程第 3条第 6項各号（第 7号を除く。）に掲げる事由に該当する職員が45分休憩特例の承認を得ようとする場合は、45分休憩特例の適用を開始する日の 1月前（病院局長（以下「局長」という。）が当該職員にやむを得ない事情があると認めるときは、45分休憩特例の適用を開始する日の前日）

（以下「申出期日」という。）までに、休憩時間変更申出書（別記様式）（以下「申出書」という。）に、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に掲げる書類を添えて、局長へ申し出なければならない。

- (1) 規程第 3条第 6項第 1号及び第 2号に該当する場合 申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書若しくは官公署が発行する出生届受理証明書等）
- (2) 規程第 3条第 6項第 3号に該当する場合 介護を必要とする者に係る介護を必要とする期間が判断できるもの（医師の診断書等）
- (3) 規程第 3条第 6項第 4号に該当する場合 通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等の指導を受けたことが判断できるもの（母子健康手帳等）

- (4) 規程第 3条第 6項第 5号に該当する場合 障害のため勤務時間の割振りについて配慮を必要とすることが判断できるもの（身体障害者手帳若しくは愛護手帳等及び診断書若しくは職員の申立書等）
 - (5) 規程第 3条第 6項第 6号に該当する場合 傷病の治療等のため通院する場合で勤務時間の割振りを変更することが相当であることが判断できるもの（薬袋、医師の診断書、領収書、職員の申立書等）
- 2 第 7条の事由に該当する職員が45分休憩特例の承認を得ようとする場合は、45分休憩特例の適用を開始する日までに、申出書により局長へ申し出なければならない。この場合において、局長は、当該職員が同号の事由に該当することを職員安全衛生管理規則実施細則（60総厚第88号）様式第 9号の管理区分指定通知書（一般管理措置区分）により確認しなければならない。
- 3 前 2項の規定による45分休憩特例の適用の申出は、概ね 1月間を単位として、年度ごとにあらかじめ包括的に行うものとする。
- 4 第 1項の規定にかかわらず、同項の規定による申出又はこれに相当する規定による申出を既に行った職員が異動した場合においては、当該申出は、当該異動後の所属において申出期日までに行われたものとみなす。
- （45分休憩特例の承認等）

第10条 局長は、前条第 1項、第 2項又は第 4項の規定による45分休憩特例の適用の申出を受けた場合には、速やかに、承認するかどうかを決定し、申出者に、その旨を申出書の写しにより通知するものとする。この場合において、局長は、公務の運営に支障があると認めるときを除き、45分休憩特例の適用を承認しなければならない。

- 2 前項の公務の運営の支障の有無の判断に当たっては、45分休憩特例の適用の申出に係る時期における職員の業務の内容及び業務量、当該申出に係る期間について当該申出をした職員の業務を処理するための措置の難易等を総合して行うものとする。

第11条 規程第 3条第 6項各号（第 7号を除く。）に掲げる事由に該当することにより45分休憩特例の適用の承認を得た職員は、事情の変更により申出事由に該当しなくなった場合には、速やかに申出書により、その旨を局長に届け出なければならない。なお、特に緊急を要する場合は、当日の午前中まで

に申出書を局長に提出しなければならない。

2 規程第 3条第 6項第 7号の事由に該当することにより45分休憩特例の適用の承認を得た職員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、第 9条第 2項の申出は、当該事由が生じた日の前日を申出期間の末日とする申出であったものとみなす。

- (1) B1又はB2の養護者の指定が解除された場合
 - (2) B1の養護者からB2の養護者に指定が変更された場合
 - (3) B2の養護者からB1の養護者に指定が変更された場合
- (原則勤務以外の職員への準用)

第12条 第 7条及び前 3条の規定は、別表第 1又は別表第 2に規定する職員のうち、申出事由のいずれかに 1月以上継続して該当し、45分休憩特例の適用の申出があり、かつ、局長が公務の運営に支障がないと認める職員について準用する。

附則第 2項及び第 3項を削り、附則第 4項中「前 2項の規定にかかわらず、」を削り、「土日救急医療等業務として前項第 1号から第 3号まで又は第 6号に定める」を「市立病院に勤務する者のうち、日曜日又は土曜日において救急医療及びこれに準ずる」に、「4週間」を「割振単位期間（原則として毎月 1日を起算日とする月の初日から末日までの期間をいう。以下同じ。）」に改め、同項を附則第 2項とする。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 3条第 1項関係）

職員の範囲	勤務時間等			
	勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間（分）	週休日
東部医療センターに勤務する管理職手当の支給を受ける医師（救急科に勤務する者を除く。）	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日
	B	午前 8時45分から 午後10時まで及び 翌日の午前 5時から午前 8時45分まで	90	
	C	前日の午後 5時15分から前日の午後 10時まで及び午前 5時から午前 8時45分まで	45	
	D	午後 0時45分から 午後 9時15分まで	45	
東部医療センターに勤務する管理職手当の支給を受けない医師（救急科に勤務する者を除く。）	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日
	B	午後 3時45分から 翌日の午前 8時45分まで	90	
	C	午前 0時15分から 午前 8時45分まで	45	
	D	午後 0時45分から 午後 9時15分まで	45	
東部医療センター救急科に勤務する管理職手当の支給を受け	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日
	B	午前 8時45分から	90	

る医師		午後10時まで及び翌日の午前 5時から午前 8時45分まで		
	C	前日の午後 5時15分から前日の午後10時まで及び午前 5時から午前 8時45分まで	45	
	D	午後 0時45分から午後 9時15分まで	45	
東部医療センター救急科に勤務する管理職手当の支給を受けない医師	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて8日
	B	午後 3時45分から翌日の午前 8時45分まで	90	
	C	午前 0時15分から午前 8時45分まで	45	
	D	午後 0時45分から午後 9時15分まで	45	
西部医療センターに勤務する産婦人科に係る診療業務又は第2次救急医療体制下における重症患者等の診療業務に従事する医師	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日
	B	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前 8時45分から正午まで	60	
	C	前日の午後 5時15分から前日の午後 9時まで及び午前 8時45分から午後	45	

		1時30分まで		
病理診断科に勤務する医師	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日
	B	午前11時から午後 7時30分まで	45	
病棟に勤務する看護職員（助産師長及び看護師長を除く。）	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	割振単位期間内の日曜日及び土曜日の日数に相当する日数
	B	午後 4時45分から 翌日の午前 1時15分まで	45	
	C	午前 0時45分から 午前 9時15分まで	45	
	D	午後 4時15分から 翌日午前 9時45分まで	120	
	E	午前 8時45分から 午後 9時まで	60	
	F	午後 8時15分から 翌日午前 9時15分まで	60	
東部医療センター外来に勤務する看護職員（看護師長を除く。）	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	割振単位期間内の日曜日及び土曜日の日数に相当する日数
	B	午後 4時45分から 翌日の午前 1時15分まで	45	
	C	午前 0時45分から 午前 9時15分まで	45	
	D	午後 4時15分から 翌日午前 9時15分まで	90	

東部医療センター手術室に勤務する看護職員（看護師長を除く。）	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	割振単位期間内の日曜日及び土曜日の日数に相当する日数
	B	午後 4時45分から 翌日の午前 1時15分まで	45	
西部医療センター外来に勤務する看護職員（看護師長を除く。）	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	割振単位期間内の日曜日及び土曜日の日数に相当する日数
	B	午前 8時45分から 午後10時まで及び 翌日の午前 5時30分から午前 8時45分まで	60	
	C	午後 5時15分から 午後10時まで及び 翌日の午前 5時から午前 8時45分まで	45	
西部医療センター手術室に勤務する看護職員（看護師長を除く。）	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	割振単位期間内の日曜日及び土曜日の日数に相当する日数
	B	午前 8時45分から 午後10時まで及び 翌日の午前 8時45分から正午まで	60	
	C	午後 5時15分から 午後10時まで及び 翌日の午前 8時45分から午後 0時30分まで	45	
	D	午前11時45分から 午後 8時15分まで	45	

助産師長、看護師長 及び東部医療センター 看護部に勤務する 主査	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	割振単位期間内 の日曜日及び土 曜日の日数に相 当する日数
	B	午前 8時45分から 午後10時まで及び 翌日の午前 5時30 分から午前 8時45 分まで	60	
	C	午後 5時15分から 午後10時まで及び 翌日の午前 5時か ら午前 8時45分ま で	45	
東部医療センターに 勤務する薬剤師、診 療放射線技師及び臨 床検査技師	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	割振単位期間内 の日曜日及び土 曜日の日数に相 当する日数
	B	午後 4時30分から 翌日午前 9時まで	60	
東部医療センターに 勤務する臨床工学技 士	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	割振単位期間内 の日曜日及び土 曜日の日数に相 当する日数
	B	午後 4時45分から 翌日午前 9時15分 まで	60	
西部医療センターに 勤務する薬剤師及び 臨床検査技師	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	割振単位期間内 の日曜日及び土 曜日の日数に相 当する日数
	B	午前 8時45分から 午後10時まで及び 翌日の午前 5時30 分から午前 8時45 分まで	60	
西部医療センター中 央放射線部に勤務す	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	割振単位期間内 の日曜日及び土

る診療放射線技師	B	午前 8時45分から 午後10時まで及び 翌日の午前 5時30 分から午前 8時45 分まで	60	曜日の日数に相 当する日数
	C	午前 7時30分から 午後 4時まで	45	
	D	午前11時30分から 午後 8時まで	45	
西部医療センター陽 子線治療技術科又は 西部医療センター陽 子線治療物理科に勤 務する診療放射線技 師及び技師	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜 日
	B	午後 0時45分から 午後 9時15分まで	45	
	C	午前 8時から午後 4時30分まで	45	
管理栄養士	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	割振単位期間内 の日曜日及び土 曜日の日数に相 当する日数
東部医療センターに 勤務する理学療法士 及び作業療法士	A	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	45	割振単位期間内 の日曜日及び土 曜日の日数に相 当する日数

別表第 2（第 3条第 2項関係）

職員の範囲	勤務時間等					
	勤務 区分	1日の勤 務時間数	1週間の 勤務日数	勤務時間の 割振り	休憩時 間（分）	週休日
西部医療セ ンター管理 課に勤務す る事務	A	6時間	5日	午前10時30 分から午後 5時15分ま で	45	日曜日及 び土曜日
東部医療セ ンターに勤 務する看護 師及び助産 師	A	6時間	5日	午前 8時45 分から午後 3時30分ま で	45	日曜日及 び土曜日
	B	7時間30 分	4日	午前 8時45 分から午後 5時まで	45	日曜日、 土曜日及 び他 1日
西部医療セ ンターに勤 務する看護 師及び准看 護師	A	6時間	5日	午前 8時45 分から午後 3時30分ま で	45	日曜日及 び土曜日
	B	7時間30 分	4日	午前 8時45 分から午後 5時まで	45	日曜日、 土曜日及 び他 1日
東部医療セ ンターに勤 務する薬剤 師	A	7時間30 分	4日	午前 8時45 分から午後 5時まで	45	日曜日、 土曜日及 び他 1日
	B	7時間30 分	4日	午前 9時15 分から午後 5時30分ま で	45	日曜日、 土曜日及 び他 1日
	C	7時間30	4日	午前 9時45	45	日曜日、

		分		分から午後 6時まで		土曜日及 び他 1日
診療放射線 技師	A	6時間	5日	午前 8時45 分から午後 3時30分ま で	45	日曜日及 び土曜日
	B	6時間	5日	午前10時か ら午後 4時 45分まで	45	日曜日及 び土曜日
東部医療セ ンターに勤 務する臨床 検査技師	A	6時間	5日	午前 8時45 分から午後 3時45分ま で	60	日曜日及 び土曜日
施設等	A	6時間	5日	午前 8時45 分から午後 3時30分ま で	45	日曜日及 び土曜日
	B	6時間	5日	午前10時30 分から午後 5時15分ま で	45	日曜日及 び土曜日
東部医療セ ンターに勤 務する業務 技師	A	7時間30 分	4日	午前 8時45 分から午後 5時まで	45	日曜日、 土曜日及 び他 1日

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程の規定は令和 2年 4月 1日から適用する。

別記様式

[illegible]

令和３年度名古屋市職員職務経験者採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和３年３月22日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫



令和3年度

名古屋市職員採用試験案内 (職務経験者(年度途中採用)) 「行政A・土木・電気・衛生」

【申込期間】

3月22日(月)から4月12日(月)までの本登録完了分有効

令和3年3月22日

名古屋市人事委員会

『名古屋の未来を変えるのは、君だ!』

名古屋市では、民間企業等で職責を果たす中で培ってきた、豊かな経験・積極的な行動力・柔軟な発想力を有し、即戦力として活躍できる人を募集します。

注意事項

- 本試験に合格された方は、**原則として令和3年7月採用**です。
- 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等変更となる場合があります。採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋市人事委員会公式ツイッターでお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分		採用予定人員※1	主な職務内容※2
事務 技 術	行政A	30名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など
	土木	15名程度	本庁各局や公所等における道路・河川等の維持管理・設計・施工管理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等 など
	電気	5名程度	
衛生		10名程度	・保健センター等における食品衛生・環境衛生・薬務・公害対策に関する監視指導・検査、環境教育 ・食肉衛生検査所におけると畜検査、動物愛護センターにおける獣医療等(獣医師免許取得者に限ります。) ・清掃工場での薬品管理、産業廃棄物処理業等の指導監督など

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

<申込及び問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp



2 受験資格

次の(1)から(5)の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

昭和36年（1961年）4月2日から平成2年（1990年）4月1日までに生まれた方

(2) 職務経験

直近10年（平成23年3月1日から令和3年2月28日まで）中に、**職務経験※が通算5年以上**ある方。ただし、**最低1か所で3年以上継続して就業していた期間**が必要です。

※ 通算可能な職務経験について

- 「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいいます。
- 対象となる職務経験は、試験区分により異なります。

試験区分	職務経験
行 政 A	職種は問いません
土 木	設計・施工管理に関する職務経験
電 気	設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験
衛 生	次のいずれかの職務経験 ・ 国、地方公共団体における食品衛生監視員、環境衛生監視員又は薬事監視員としての職務経験 ・ 民間企業、病院における薬剤師としての職務経験 ・ 民間企業における食品衛生管理業務に関する職務経験

（注）3ページに「～職務経験期間の計算方法について～」を掲載していますので、必ず確認した上で、申し込みをしてください。

(3) 資格要件（衛生区分のみ）（基準日：令和3年2月28日）

〈衛生〉基準日以前に食品衛生監視員の任用資格を有する方

なお、食品衛生監視員の任用資格を有する方とは、下記のいずれかに該当する方

ア 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した方（※）

イ 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師

ウ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した方（※）

エ 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する方

（※）ア又はウに該当する方は、食品衛生監視員の任用資格を有することを証明する書類（学校等が発行する成績証明書等）を提出していただきます。詳しくは、第1次試験合格者に通知します。

(4) 次のいずれにも該当しない方

- 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(5) 本市職員ではない方

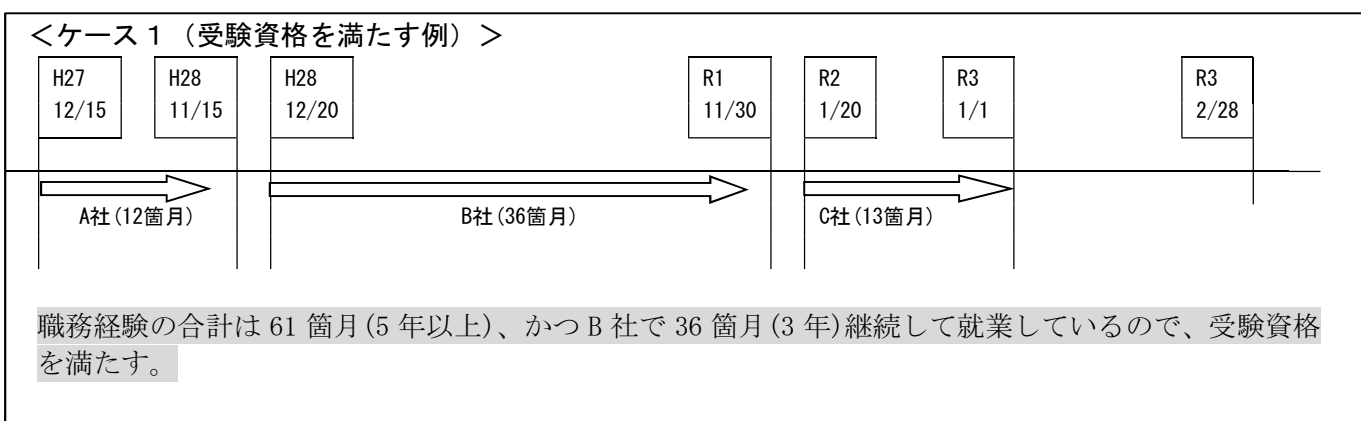
ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

～職務経験期間の計算方法について～

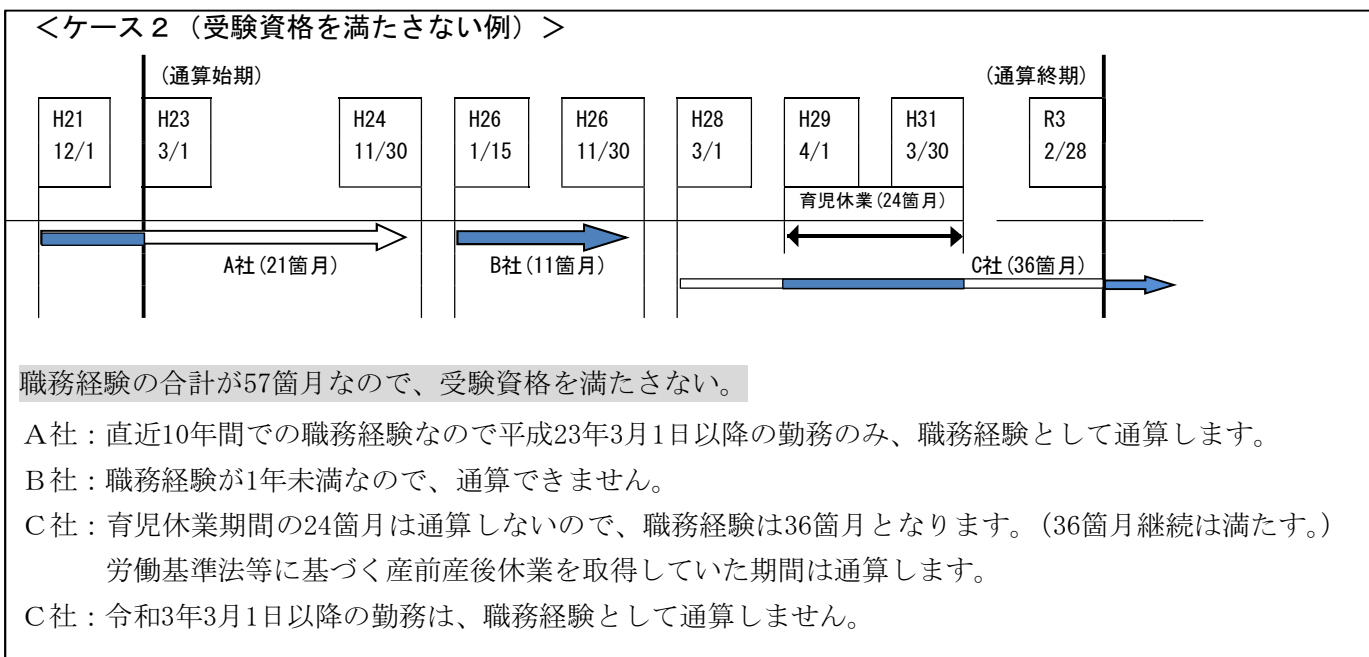
【職務経験期間の計算の方法】

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。）
- ・ 事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上である必要があります。
- ・ 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

→ (通算可能)



→ (通算可能) → (通算不可)



3 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ	日程
受験申込	3月22日(月)～4月12日(月) ※本登録まで完了させてください。(P6 5 申込手続参照)
受験票発送	4月20日(火)
受験教室のお知らせ	4月23日(金) 市ウェブサイトに公開します。
第1次試験	4月25日(日) 開 場 午前8時30分 着 席 午前9時00分 終了予定 午後0時45分頃 ・第1次試験会場は、市内の大学を予定しており、 受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は、5ページをご覧ください。 <u>なお、第3次試験である論文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	5月7日(金)
第2次試験（個別面接①）	5月15日（土）、16日（日）のうち1日
第2次試験合格者発表	5月25日（火）
第3次試験 （個別面接②・ プレゼンテーション）	5月29日（土）、30日（日）のうち1日
最終合格者発表	6月4日(金)

<合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で5月12日(水)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

イ 第2次試験合格者発表及び最終合格者発表

それぞれの試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。第2次試験合格者となった方で5月27日(木)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。

<面接の日程について>

- 第2次試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 第3次試験の日程は第2次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験方法

(1) 合格者の決定方法

<共通>

- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

<第2次試験合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験における口述試験が一定水準に達しない場合は、不合格となります。

<最終合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験から第3次試験までの全ての得点を合計して決定します。
- ・ 第3次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	時事、社会・人文、及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する問題（択一式）〈40問必須解答〉	120点
第2次試験	口述試験 個別面接①	個別面接を行います。	600点
第3次試験	論文試験 (60分)	与えられた課題について、これまでの職務経験をふまえた記述式試験を行います。《4月25日（日）実施》	600点
	口述試験 個別面接②・ プレゼンテーション	これまでの職務により培われた豊かな経験や能力、そして、それらを名古屋市職員としてどう活かしていくかについて発表していただきます。発表後、その内容をふまえて質疑応答など個別面接を行います。	1,680点

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、9 ページ「12 その他(2)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 - Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ - 受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。 - 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	名古屋市電子申請サービス（https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/）にアクセスし、「令和3年度名古屋市職員職務経験者採用試験（年度途中採用）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	3月22日（月）から4月12日（月）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 - 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 - 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 3/22～ 4/12	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールがおおよそ10分で届きます。
受験票等の 交付 4/20～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	4月20日（火）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 4月22日（木）までに電子メールが届かない場合は、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。
第1次試験 4/25	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともに持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
 - ア 「職務経験期間」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間」の確認は、職歴証明書の提出をもって実施します。職務経験期間の確認ができない場合には、採用されません。
 - イ 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - ウ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として令和3年7月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	各試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで） { ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、 受験者本人 が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券等の身分証明書（ <u>写真のあるもの</u> ） (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格基準点 総合順位		
第3次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 第3次試験得点 総合得点 合格点 総合順位		

- (注)
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
 - ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。

9 主な勤務条件

(1) 初任給の例

採用時の年齢	職務経験	事務・技術	衛生 〔薬学に関する6年制 大学卒の場合〕
31歳	5年	233,565円	245,870円
41歳	15年	261,625円	270,135円
51歳	25年	303,600円	303,600円

- (注) ・上表の初任給例は、22歳で大学卒業後、採用時の年齢及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。なお、上限額は303,600円となります。
- ・人事給与制度等の改正により変わる場合があります。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter(https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 3月29日（月）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、3月30日（火）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 4月12日（月）までの消印有効 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「職務経験者採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「職務経験者採用試験申込書（行政A）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料374円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、郵送する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(3) 第1次試験会場予定地

第1次試験会場は、市内の大学を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。
公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

<情報コーナー>

◇ 「名古屋市職員採用ナビ」を公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員などを見て知れる名古屋市職員採用ナビを公開しました。「名古屋市の今」と「名古屋市の未来」、事務、土木、建築、機械、電気、研究、消防をはじめ、18職種、25名の職員の業務内容・メッセージ、「NAGOYA BOOST 10000」などのプロジェクトストーリー、育児休業を取得した職員の体験談などを掲載していますので、ぜひご覧ください！



◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索 



◇ 市ウェブサイトの「よくある質問」をー読ください。

<よくある質問の一例>

Q. 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、職務経験に該当しますか？

A. 一定の条件を満たせば該当します。

同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を一定期間継続して就業していれば、職務経験に該当します。

◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！

フォローをお待ちしております！



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8条第 2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サポーレ熱田店

名古屋市熱田区新尾頭二丁目 411番 ほか 8筆

2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数

4件（なお、既に提出された 2件は、令和 3年 2月10日付で公告済）

3 提出された意見の概要

(1) 設置者が配慮すべき基本的事項

ア 地域住民への適切な説明

(ア) 令和 2年11月の住民宅での話合いでは、約束の時間に住民が待っていてもサポーレ側は誰も来ず、住民側が電話して強く言ってやっと現れたが、来たと思ったら開始からしばらく一方的に色々話され、南側出入り口を作るのに南側の住民や会社を移転すること等も話された。なぜ出店というだけで、住民がそこまでしなくてはならないのか理解できない。

(イ) 令和 2年末は12月30日まで工事をして、学校が休みの土曜や日曜も祝日も騒音振動がでるような工事をされているが、近隣の他の工事では工事開始前には何も言わなくてもきちんと紙をポストに入れていっ

てもらえ、電話で不明点を問い合わせをしても威圧的ではなく、子どもがいるのでと話す、作業の時間も配慮しましょうときちんと丁寧に答えてもらっている。

(ウ) これだけの工事をしているのに工程表さえももらえずに、令和 2年 11月の話し合い後になって、隣家の住宅だと認識していたとの文面と一緒に工程表と令和 2年 5月の日付の「近隣の皆様へ」の紙を入れてきたが、その紙にも工事車両による事故防止のため誘導員を配置し事故防止に努めるとあり、日曜日は原則として休業と午後 7時までとあっても、午後 8時40分頃までされていたこともあり、守られていないように見える。このような状況を長い間見てきたので、本当に開店後にサポーレ側が開店前に言われている警備員やその他のこともきちんと守られるのか疑問である。住民の勤務先へどうこうよりも、まずは住民との信頼関係を築くのが先ではないだろうか。

(エ) 以前あったゲームセンターは、工事する前の開店前に要望書の回答と書いた、南側出入り口を取り止め、西側出入り口に他と書かれた紙と外構サイン配置計画の紙ももらっている。南側には木や植物も植えられていたが、どんな植物が植えられるのか、近隣住宅の生活に支障が出ないようにきちんと配慮がなされるのか、今回のサポーレ側の説明はない。

(オ) マンションや会社とは違い、不特定多数が来店する店である点は変わらない。ゲームセンターでも工事前にはきちんと住民が納得するように話は終わっていた。

(カ) なぜ工事全体始まりから生活に支障が出そうな工事の前に一軒ごとに住民他にきちんと知らせないのか。サポーレの工事が始まってそれに合わせてなのか近隣の工事も増えたように思うが、住民側が何も言わずでも他の工事はきちんと事前に何枚かお知らせは入ってきている。

(キ) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものであるとあるが、出店する側は既に出店した事があるならば、「合理的な範囲」という事情にも説明にも精通しているであろうし、住民

には詳しい人に出てきてもらわない限り、ほとんどが今回のように事業者の意見の方が通ってしまうと考えられる。

(ク) そもそも令和 2年11月24日住民宅での話し合いも、南側の出入り口の工事が始まったのにびっくりして当方が動いたので、その話し合いがあることを知った。こちらが何も動かなかつたら、その出入り口に一番近い民家にさえも、説明も工程表さえも渡さないで工事を進めようとしていたのかとあきれる。話し合いの中で「今後何十年も一緒にやらせてもらう場所なのでできる限り意見をすりあわせ、よりよい配置計画を～」等と話していたが、その後の対応もその言葉通りとは思えない。きちんと要望書の回答もしないままにしていることが、それを証明しているようだ。

(ケ) 子どもが昨年に学校を休んで家で昼間に寝ていても、工事の騒音振動でうなされる顔を見て、起きても「これではゆっくり寝られない。」と話し、こちらが、休みのなかった工事の騒音振動の中で疲弊しきっている中での話し合いの場でも、その後のサポーレ側の様子も今後何十年～と、私たちの前で話していてもそのつもりはないのかと。その言葉通りの事を実際に行動で示してもらいたい、その気持ちは本当にあるのか。

イ 開店後の適切な対応

(ア) サポーレはゲームセンターと違って、何度も住民が生活に支障が出る程に役所に意見を出さないと、出しても何も配慮はしてはもらえないのかと要望書の回答がないまま進められていく工事と思う。開店後も本気で住民の生活に配慮する意識があるのだろうか。

(イ) サポーレがここに出店したい理由は色々だとは思いますが、もしその中にこの環境もあるのであれば、それを守ってきたのはここに長く住んでいる住民やここを職場にしている人たちだと考える。そういう人達へもサポーレの来店客と同じようなあたたかな配慮をしていただけるものと思っていた。

(2) 施設の配置及び運営方法に関する事項

ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保

のための配慮事項

(7) 駐車需要の充足等交通に係る事項

a 駐車場の位置及び構造等

- (a) 先日、南東側にあった工事車両の出入り口に警備員が立ってはおらず、学校へ迎えにいった子どもと一緒に家族が歩いていた所、ダンプが止まらずに目の前を通り過ぎようとして危ないので制止した事があった。住宅前は通学路になっていて危ないので、通学路ではない西側にと要望している南側出入り口も回答がないまま工事が進められダンプも出入りするようになった。南側出入り口を工事車両が出入りするようになって数日してからでしか警備員は立たせていなかったし、南東側出入り口の警備員は少しの間しか立っておらず、近くを通っても近所の工事現場のように歩行者の安全に配慮しているとは全く言えない様子で「何のためにいるか解らない」と家族もこぼしていた。開店後に南側出入り口を使用するのに警備員を立たせれば等、と考えられているかもしれないが、この状況ではとても子どもの安全や生活が守られるとは思えない。どのような手立てを主張されても開店後に改装工事もあると思われ、不特定多数の来店客の車により通学路の危険が増すことも学習環境も生活環境もおびやかされることも考えられる。初めから要望しているように、通学路ではなく住宅のない西側への変更をぜひ考えていただきたい。
- (b) 以前の店舗の西側出入り口の壁や歩道の車乗り入れ口はそのまま残っているように見える。なぜ西側に変更できないのか疑問。
- (c) 先日南東の工事出入り口に警備員の配置が、いつもではなく、配置されていた時は笛では誘導していなかったが、南側出入り口の誘導にあんな大きな音で笛を使わなければならない程危ないという認識ならば、なぜ要望している住宅のない西側の出入り口にしないのか。
- (d) 令和 2年12月にあった説明会の帰りに渡された紙に「出入り口にはカーブミラー・注意喚起の看板を設置し、通学時間帯での出

入にも配慮し、より安全の確保をいたします」とあるが、どの出入口でどのようにするか説明もない。すでに照明のポールも設置されていき、駐車場南側出入口の西側への変更についても、令和 2年11月の話し合いの場でサポーレが言っていた意見のすりあわせもないのに、住民の要望を無視して作ってしまった出入口のため、本当に住民の子どもの通学路の安全がこれから確保されるのか。努力すると言われるなら、きちんと図や文章で事実に沿って具体的に、ほぼ毎日ここを通らなければならない住民にしっかりとわかるように説明してからにしてもらいたい。

(e) 大規模小売店舗立地法の指針に「駐車場へ経路が複数想定される場合においては、最も混雑の発生が小さくなるような経路を、自動車を利用する来客が選択することができるように設定すること。」とあるが、信号と信号の間隔が長い渋滞しないであろう西側の出入口を使わずに、信号と信号の間隔がこれ程短い混雑している道路にわざわざ出入口を作ってしまったのは何故か。納得いくまできちんと説明してもらいたい。

(f) ゲームセンターでは大規模小売店舗立地法には抵触しないとコンサルタントの人が話していたが、そのゲームセンターでも工事前に住民に図面まで見せてきちんとしていたことを、大規模小売店舗立地法に抵触する、しないで住民に対してしないのはサポーレの住民に対しての気持ちのなさの表れに思えてならない。

(g) 「駐車場への経路が住宅地の生活道路や沿道に療養施設、社会福祉施設等が設置されている道路等静穏が要求されるような道路や歩道と車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルートとなる道路や狭隘な道路を回避するようにすること。」とあるが、南側駐車場出入口を西側にするという選択肢はあったはず。

(h) 出店のために工事中から騒音や振動に長期間さらされ子育ての時間を割いてまで役所に何度か足を運びました。安全のため住宅のない通学路でない西側に出入口をと、話す住民の前で、その時点で、サポーレ側が作っても使わなければいいと話した南側の

出入り口の歩道もまだ切っておらず、出入り口の左右の壁をまだ作りかけて、要望している西側に出入り口を変更すると「一千万位かかるので」とサポーレ側の人が話した。

- (i) 自分が育った名古屋市は子どもに子育てに優しい街だと子どもに伝えたいとずっと思って暮らしてきた。南側の駐車場出入り口を子どもの安全、生活や学習環境が守られるように、以前あった店舗が使っていた住宅のない西側への変更を要望する。なぜ要望書の回答がないまま南側駐車場出入り口があそこまでできてしまったのか。サポーレ側が「作っても使わなければいい」と話していたので、まさか「作ってしまえばいい」に代わってしまったのか、わからないが。

b 経路の設定等

- (a) どの出入り口もサポーレ側のこれまでの説明で、車道からの右折入庫はさせないようにすると言っていたが、住民の安全を守るために厳守してさせるようにしてもらいたい。来店客にも地域住民の生命を守るために十分に注意を促し、安全確保に努めてもらいたい。

イ 騒音の発生等周辺の地域の生活環境の悪化の防止のための配慮事項

(7) 騒音の発生に係る事項

a 騒音問題への対応策

- (a) 店舗から駐車場南側民家に向けて駐停車中及び店舗を利用する車等のライトが当たらないように、排気ガスが住宅に向けて流れてこないように、車の配置や向きに十分に配慮をして来店客にも十分注意を促し、住民のプライバシーが保たれ、住民の健康や生活に支障がでないように壁を設置してもらいたい。騒音についても駐停車中や来店するであろう客の車等が、近隣住民の生活に支障を出させないように十分に配慮して対策してもらいたい。
- (b) サポーレが作ってしまった駐車場南側出入り口は、民家の前を車等が出入りすることになり、安全面もだが、排気ガス、騒音等で子どもの生育環境にも悪影響を及ぼすと心配している。最初か

ら要望していることをもう一度考えていただきたい。

(イ) 廃棄物に係る事項等

a 廃棄物等の保管

(a) 来店客や店舗内から出されるゴミについても、工事中にあったように周囲に迷惑がかかるような、民家側に日中夜間を問わず放置しないように努力してもらいたい。

b その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針策

(a) 「住居に面する方向には、換気扇・排気口等の配置を避ける等の措置を講じること。」とあるが、揚げ物や煮物の強いにおいにより、近隣住民が生活に支障がでないように近隣住民に十分に配慮して配置や対策をしてもらいたい。

(ウ) 街並みづくりへの配慮等

a 「屋外照明や広告塔照明を設置する場合には、その光により地域の住民などに悪影響を与える「光害」を生ずることのないよう、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮することが必要」とあるが、ゲームセンターの時は外部サインのデザインと配置がわかる紙までもらえたが、サポーレは何も説明もない。

(3) その他（「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に示されたもの以外）の事項

ア サポーレには失望しました。令和 2年11月に住民宅での話し合いの直後に、サポーレのバイヤーという人が家族の勤務先の人を呼び出して、家族の電話番号を聞き出そうとしてきたと話をされた。個人情報だからと断ったと聞いている。こちらはそれよりもずっと前の説明会でも、その家族ではない家族の電話番号を聞かれて答えているのでサポーレ側が連絡先は知らないということはないはずである。

イ 令和 2年11月の先出の話し合い時にサポーレ側には早期に回答をと書いて要望書は渡しているが、いまだに回答はない。

ウ 令和 3年 2月に社長という人が書いたという手紙を家族の勤務先に置いていったとのことだが、個人と会社は関係ないと思う。先の電話番号の件もそうだが、仕事に支障があるので「用がある時はポストに入れて

下さい」と令和 2年11月の話し合いで話を中心にされていたサポーレ側の人に話してある。こちらも土曜も日曜も祝日も関係なく、子どもが勉強できないほどの工事の騒音や振動で家族全員が疲弊しきっている。

エ この文章を書いている時も、南側出入り口を出入りするダンプの騒音振動、誘導員が鳴らす笛の音が家の中にまで聞こえてくるが、他店でもされているように周辺の安全にも住民の生活にも十分に配慮した音のではない誘導の仕方や安全を守る方法を考えてもらいたい。

オ 先日土曜の夜に、敷地内に段ボールのような可燃物やごみのような物が置いたままになっていた様子に見えたが、南側の出入り口を閉じることなく開け放してあった。令和 3年 2月28日日曜日に設置者名の書いてない青色の工事中の看板が、確認しただけで三枚19号線の歩道に設置してあった。その後になって名前を入れたようだが、近くに出ている他の工事等の看板はあまりこういう事はないように思う。とても地域の安全や生活の安心に配慮がされているとは考えられない。

カ 今行われているアスファルトの舗装にしても、要望書の回答がないまま進められている南側の出入り口を使って、ダンプを含む工事車両が出入りし始めることも騒音や振動、アスファルトの臭い他がかなりひどいが、前もって近隣には作業に関するお知らせも配布物も何もなく、作業中は安心して子どもを帰宅させられないのでいつ終わるかわからない工事を家族は外で待っている。

キ 店舗の営業時間外の騒音、作業や営業時間の変更他については要望書にあることを守ってもらいたい。「互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めている事項についても、適切な対応を行うべきことは言うまでもない。」とある。ここに長年住んで毎日出入りしている住人や住人の主張を無視して工事をあれだけ進めておいて適切な対応を行っている（きた）とは到底思えない。当方は子どもの通学路の安全を守るために三の丸に一度、今回合わせて市役所に 4回足を運んできたが、工事中からの様々な出来事へのサポーレの対応は全て事後であり、目の前に民家がある南側住民とのサポーレの言う意見のすり合わせも努力もないまま工事が進められて南側車出入

り口はできてしまい、説明もないまま工事用出入り口として先日まで使用されていた。役所として住民が意見書とともに写真を見せて現状を話してきたが、それをきちんと監督指導してもらいたい。既に前の店舗が使用していた歩道乗り上げ口でさえ残っていた変更が、絶対にできないわけではないと、昨年にも話していた西側車出入り口は、サポーレが令和 2年11月に話していたように、スロープや傾斜がどうのと、その時点で南から西に変更すると、一千万位かかるからという理由で子どもの通学路や、子どもが住んでいる南側にされたのか、サポーレにすれば子どもの命はお金でしかないのか。当方は子どもの安全が最優先と考えているので、南側出入り口について要望書の内容を変更することは、親として子どもの通学路や生活の安全を危険にすることを容認することになるので、サポーレが何をどうされても変更することはない。

ク 令和 2年末の説明会が終わった際に、名古屋市に出すものとして渡された紙には日にちも書いておらず、誰が出した文章かもわからないし、字が小さすぎる。名古屋市に同じものが提出されたのかどうかはわからないが、これは住民の出した要望書への回答書ではない。渡されたその紙には「サポーレ熱田店は～地域の皆様の生活が豊かに感じて頂けることを念頭に開発しました」とある。その紙の中に意見と設置者の対応とあって「出入り口に一番近い我が家には令和 2年11月24日に説明があるまで工事の連絡はなく、工事の工程表さえももらっていなかった。令和 2年11月24日に、要望書も出したが、未だに回答がないのに工事が進められて南側の出入り口だけ先に作られている。」への設置者の回答が「工事工程等については事前に投函しておりましたが、漏れていた可能性がございます。要望書については、事業関係者のみでの見解ではなく、関係部署の見解も踏まえるため、時間が必要な旨を定期的に報告しておりました。」とあるが、誰に報告していたのか書いてない。仕事に支障が出るのでこれからは電話でなくポストにと、令和 2年11月の話し合いの時に来たサポーレのコンサルタントの人に話してから当方には何も連絡はなく、もちろん今も要望書の回答はない。サポーレがいう時間というのは何の為の時間が必要だったのか。回答をしないまま住民が要望し

ない南側駐車場出入り口を完成させるための時間だったのか。是非きちんと納得のいく答えで答えてもらいたい。

ケ 令和 3年 2月 4日に学校で同級生に「工事うるさくないの？」と聞かれたと、子どもより話があった。工事中も朝から家の中まで聞こえるような大きな音量で工事のアナウンスや体操の音を流していたが、開店後にも同じことをするのか。南側出入り口が工事で使われていた時の誘導の音もそうであったが、開店前後の近隣への対策について、住民が開店する店に対して安全面や騒音や排気ガスの問題をわざわざ指摘しなくとも、サポーレは既に他にも出店しているので、それを踏まえた上で近隣住民への影響を十分考慮して前もって近隣の住民生活に支障を及ぼさないような対策を十分にしていれば開店してからも再び学校で同じようなことを聞かれることはないと思う。

コ 令和 2年末にサポーレではない近くの工事のお知らせで、家の前に看板が立てられて子どもが出入りするのに危ないので他にと、熱田区の土木事務所に行ったら、業者に連絡してもらえたのか、対応して即日移動してくれた。

サ 当方は今後サポーレが勤務先を通して何をしてきても、これは個人宅の話で勤務先は関係ない。用事があるならポストにとも伝えてある。今後一切、この件で家族の勤務先には連絡したり、勤務先に接触しないでもらいたい。住民の子育てにも支障が出ないように長期間にわたる工事で疲弊しきっている住民をこれ以上苦しめないでもらいたい。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

熱田区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月24日から同年 4月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日

を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

下記の土地に係る土地改良事業の参加資格の交替については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 3条第 1項第 2号の規定により承認したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第 295号）第 1条の 3第 3項の規定により公告する。

なお、本申出の関係書類は、名古屋市農業委員会事務局農政課に備えおく。

令和 3年 3月24日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 土地改良事業の実施主体

申出に係る土地において施行されている土地改良事業

2 参加資格を交替しようとする者（土地所有者）

名古屋市中村区稲葉地町八丁目24番地

荒川 豊文 始め41名

3 現資格者（使用収益権者）

名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2

工藤 勉

名古屋市中川区供米田三丁目2611番地

市野 永治

4 申出に係る土地

名古屋市中川区富田町大字供米田字辰新田1362、田、 49.00平方メートル

始め 157筆、田、畑、雑種地 計 23,078.25平方メートル

名古屋市農業委員会事務局農政課